

平成22年 第1回
茨城県南水道企業団議会
定例会会議録

(平成22年2月26日)

茨城県南水道企業団議会

平成22年 第1回
茨城県南水道企業団議会定例会会議録

平成22年2月26日(金) 午後1時30分 開 会

議事日程

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 会期決定の件

日程第3. 選挙第1号 副議長の選挙について

追加日程第1. 議長辞職の件

追加日程第2. 選挙第2号 議長の選挙について

日程第4. 議案第1号 茨城県南水道企業団監査委員の選任について

日程第5. 議案第2号 茨城県南水道企業団監査委員の選任について

日程第6. 議案第3号 茨城県南水道企業団企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第4号 平成22年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について

日程第7. 一般質問

出席議員	議長	4番	中根利兵衛	議員
		1番	沼田利光	議員
		2番	宮原節子	議員
		3番	大谷雅彦	議員
		5番	曾根一吉	議員
		6番	大野喜助	議員
		7番	披田信一郎	議員
		8番	伊藤悦子	議員
		9番	佐藤隆治	議員
		10番	野口利枝子	議員
		11番	澤部利勝	議員
		12番	貫井 徹	議員

欠席議員 なし

説明のための出席者

池 辺 勝 幸	企 業 長
藤 井 信 吾	副 企 業 長
中 山 一 生	副 企 業 長
野 口 勇	事 務 所 長
佐 藤 久 雄	次 長
菊 地 平	次 長
永 井 俊 一	参 事
岡 野 明	参 事
飯 島 美 博	経 営 企 画 グ ル ー プ リ ー ダ ー
宮 本 栄 三	総 務 課 長
山 口 好 正	業 務 課 長
小 暮 一 郎	工 務 課 長
海 老 原 敏 夫	管 理 課 長
鈴 木 充	配 水 課 長

茨城県南水道企業団議会事務局

藤 原 勘 一	局 長
根 本 昌 実	係 長
杉 本 弘 樹	書 記
小 嶋 哲 夫	書 記

平成22年第1回茨城県南水道企業団議会定例会提出議案

議 案 第 1 号	茨城県南水道企業団監査委員の選任について
議 案 第 2 号	茨城県南水道企業団監査委員の選任について
議 案 第 3 号	茨城県南水道企業団企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について
議 案 第 4 号	平成22年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について

平成 22 年第 1 回茨城県南水道企業団議会定例会
議案質疑

議 員	質 疑 の 要 旨
1 宮原 節子	1 議案第 4 号 1. 退職手当引当金・修繕引当金計上について ①一括計上の背景と大意 ②一括計上による今後の事業展開への影響と展望 ③経営健全化計画について 2. 平成22年度における石綿管・鉛管布設替え事業と全終了までの計画 展望について 3. 特別損失・不納欠損額の背景と改善策について
2 伊藤 悦子	1 議案第 3 号 1. 住宅手当の支給基準と条例改正に伴う影響件数と金額 2. 条例改正後の対象者数 2 議案第 4 号 1. 当年度未処理欠損金について 2. 国庫補助金返還金について 3. 引当金について 4. 給配水管路漏水調査業務委託費について
3 野口利枝子	1 議案第 2 号 1. 選任理由について 2 議案第 4 号 1. 給水量をあげる手立ては？ 2. 薬品費 決算額を考慮しての額か？ 3. 備品費 大巾減額の理由は？ 4. 日本水道協会アドバイザー事業の目的と内容について 5. 減価償却費の考え方について 6. 不納欠損額の予想根拠は？
4 披田信一郎	1 議案第 3 号 1. 改正前条例による持家職員、賃貸家職員の各々の人数は？ 2. 名義は職員本人でなくとも、配偶者、親、その他親族所有の物件を 借りている場合における取り扱いは？ 2 議案第 4 号

- | | |
|--|---|
| | <ol style="list-style-type: none">1. 加入金減少見込みの根拠は？2. 鉛管布設替え工事費の大幅削減による今後の計画と考え方は？3. 給配水管路台帳管理システム補正委託費の大幅削減が可能な理由
は？4. 量水器修繕費の増縮理由と、量水器購入での個数について5. 退職金について、仕組みと、引当金積立て計上の算定根拠の説明を6. マッピングサーバー等リース料の内訳、及びその活用方法について7. 配水管布設工事費及び布設替工事費の大幅削減による今後の計画と
施設更新の見通しについて |
|--|---|

一 般 質 問

議 員	質 問 の 要 旨
1 宮原 節子	<ol style="list-style-type: none"> 1 県との契約水量・給水原価の見直し早期解決について新企業長の見解は 2 平成22年度における建設工事費、委託業務等の合理化に向けた事務事業の見直しについて 3 平成22年度における工事前払い金40%への見解について 4 派遣制度導入について <ol style="list-style-type: none"> 1. 役割と効果、今後について 5 経営改善について 6 水道週間における行動計画について <ol style="list-style-type: none"> 1. 普及率アップへの目標他
2 伊藤 悦子	<ol style="list-style-type: none"> 1 企業長の経営姿勢について <ol style="list-style-type: none"> 1. 公営企業としての役割について 2 契約水量の是正と浄水費の引き下げを求めることについて <ol style="list-style-type: none"> 1. 高い水道料金引き下げのためにも求められることです。今後の取り組みについて 3 経営健全化計画と事業計画の見直しについて 4 鉛管取替について <ol style="list-style-type: none"> 1. 鉛管取替の姿勢について 2. 今後の取替計画について
3 野口利枝子	<ol style="list-style-type: none"> 1 構成3市からの派遣事業について <ol style="list-style-type: none"> 1. どのように評価するのか？ 2 ハッ場ダム・霞ヶ浦導水事業等水源開発について <ol style="list-style-type: none"> 1. 新企業長の考えを問う
4 貫井 徹	<ol style="list-style-type: none"> 1 東京新聞報道の住民への説明責任 <ol style="list-style-type: none"> 1. 民間感覚での経営を活かす立場から 2 新副企業長を歓迎する決意を伺う <ol style="list-style-type: none"> 1. 水道行政への取り組み等 3 守谷市の水道料金値下げの分析 <ol style="list-style-type: none"> 1. 近隣の守谷市が値下げを発表した
5 披田信一郎	<ol style="list-style-type: none"> 1 給水売上の減少、新規加入の減少見通し、並びに退職手当引当金の計上実施により、極めて苦しい経営予想・予算上程となっているが、今

	<p>後5年間で健全化を図るとする「健全化計画」を策定したとのことだが、その内容について問う</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成22年度からではなく、23年度からとなっている理由は？ 2. 平成24年度統合予定の利根町分についても、算定に入っているのか？ 3. 建設改良費が22年度に半減して以降、計画の27年度までそのままの6億円台となっているが、長期事業計画で予定しているまた、施設の老朽化や、石綿管を鉛管といった安全にかかる施設の布設替への影響を心配されるが、どのような事業計画変更となるのか？またこれらについての配慮や対策は？ <p>2 ここ4年間の経営検討委員会での論議や取り組み、加えてここ2年間のこれからの派遣職員配置による改革推進は、どのような総括がなされるのか？</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 検討してまた内容、実施してきた事項について整理して説明されたい 2. 残されている課題は？ 3. 水道料金にかかわる検討については、どうなっているのか？ 4. 今後の取り組み方について
--	---

午後 1時30分 開 会

○曾根一吉 議長

ただいまから平成22年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達していますので、会議は成立いたします。

会議に先立ちまして、ここで企業長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。池辺勝幸企業長。

<池辺勝幸企業長 登壇>

○池辺勝幸 企業長

本日、平成22年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては公私ともにご多用中にもかかわらずご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

会議に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

去る12月にごさいました龍ヶ崎市の市長選挙において、中山一生氏をご当選されましたことにつきまして、心からお祝いを申し上げます。今後は当企業団の健全なる運営のために卓越なるご意見を賜り、企業団が常に経済性を発揮し、公共の福祉を増進することができますようご指導、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、1月18日に開催されました正副企業長会議において、企業団の規約に基づき企業長互選について協議をいたしました結果、私が企業長に選任されたところでございます。企業長を引き受けました以上は、企業団の財政基盤の安定を図り、健全経営に全力を傾注してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様並びに副企業長におかれましても特段のご支援とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

本日は、人事案件及び条例改正と予算についてご協議をいただくわけではありますが、各案件が慎重な審議のうちに決定されますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、企業長就任に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○曾根一吉 議長

これから本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名議員の指名

○曾根一吉 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定によって、1番 沼田利光議員、2番 宮原

節子議員、両名を指名いたします。

◇日程第2 会期決定の件

○曾根一吉 議長

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りにいたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○曾根一吉 議長

ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日限りと決定いたします。

○曾根一吉 議長

ご報告いたします。去る1月31日付で副議長の澤部利勝議員から一身上の都合により副議長を辞職したい旨の願があり、地方自治法第108条の規定によりこれを許可いたしましたのでご報告いたします。

◇日程第3 選挙第1号 副議長の選挙について

○曾根一吉 議長

日程第3、これより副議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票といたします。

議場の閉鎖を命じます。

<議場閉鎖>

○曾根一吉 議長

ただいまの出席議員数は12名であります。

お諮りいたします。開票の立会人は2名とし、議長から指名いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○曾根一吉 議長

ご異議なしと認めます。したがって、立会人に、1番、沼田利光議員、2番、宮原節子議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

<投票用紙配付>

○曾根一吉 議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

○曾根一吉 議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

<投票箱点検>

○曾根一吉 議長

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名投票であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。根本議会事務局係長。

<点呼・投票>

○曾根一吉 議長

投票漏れはありませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

○曾根一吉 議長

投票漏れなしと認めます。

開票を行います。

1番、沼田利光議員、2番、宮原節子議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

<開 票>

○曾根一吉 議長

選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中

大野喜助議員 10票

野口利枝子議員 2票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、大野喜助議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

<議場解鎖>

○曾根一吉 議長

ただいま副議長に当選されました大野喜助議員が議場におられますので、会議規則第32

条第2項の規定により本席から告知いたします。

大野喜助議員、当選承諾並びにごあいさつをお願いいたします。

<副議長、大野喜助議員 登壇>

○大野喜助 副議長

ただいま議員各位のご推挙によりまして副議長に就任させていただきましてありがとうございます。ございます。

これからは議長を補佐し、円滑な会議の推進に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○曾根一吉 議長

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時45分

再 開 午後 1時47分

○大野喜助 副議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ご報告いたします。ただいま議長の曾根一吉議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議長辞職の件については、この際日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○大野喜助 副議長

ご異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに決定しました。

◇追加日程第1 議長辞職の件

○大野喜助 副議長

追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、5番、曾根一吉議員の退場を求めます。

<5番、曾根一吉議員 退場>

○大野喜助 副議長

職員に辞職願を朗読させます。野口事務所長。

<野口 勇事務所長 登壇>

○野口 勇 事務所長

辞職願

今般一身上の都合により議長を辞職したいから許可されるようお願い出ます。

平成22年2月26日、茨城県南水道企業団議会議長、曾根一吉

茨城県南水道企業団議会副議長、大野喜助殿

○大野喜助 副議長

お諮りいたします。曾根一吉議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○大野喜助 副議長

ご異議なしと認めます。よって、曾根一吉議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

曾根一吉議員の入場を許可します。

<5番、曾根一吉議員 入場>

○大野喜助 副議長

ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○大野喜助 副議長

ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

◇追加日程第2 選挙第2号 議長の選挙について

○大野喜助 副議長

追加日程第2、これより議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票といたします。

議場の閉鎖を命じます。

<議場閉鎖>

○大野喜助 副議長

ただいまの出席議員数は12名であります。

お諮りいたします。開票の立会人は2名とし、副議長から指名いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○大野喜助 副議長

ご異議なしと認めます。したがって、立会人に3番、大谷雅彦議員、4番、中根利兵衛

議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

<投票用紙配付>

○大野喜助 副議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

○大野喜助 副議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

<投票箱点検>

○大野喜助 副議長

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名投票であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。根本議会事務局係長。

<点呼・投票>

○大野喜助 副議長

投票漏れはありませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

○大野喜助 副議長

投票漏れなしと認めます。

開票を行います。

3番、大谷雅彦議員、4番、中根利平衛議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

<開票>

○大野喜助 副議長

選挙の結果を報告いたします。

投票総数、12票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中

中根利兵衛議員 10票

伊藤悦子議員 2票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、中根利兵衛議員が議長に当選されま

した。

議場の閉鎖を解きます。

<議場解鎖>

○大野喜助 副議長

ただいま議長に当選されました中根利兵衛議員が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定により本席から告知いたします。

中根利兵衛議員、当選承諾並びにごあいさつをお願いいたします。

<中根利兵衛議長 登壇>

○中根利兵衛 議長

ただいまは議員各位のご推挙を賜りまして議長に就任をいたしました。大変光栄に存じますが、その責任の重さを感じているところでございます。議会はいかに議事能率を高めていくかというのが大きな課題になっております。実りある議会になりますように努力してまいりたいと存じます。

ぜひ皆さん方のご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げまして、就任のあいさつにかえる次第でございます。よろしくお願いいたします。

○大野喜助 副議長

議長が決定いたしましたので、副議長の職務はこれをもって終了させていただきます。皆様のご協力を心から感謝申し上げます。

それでは、中根利兵衛議長、議長席におつき願います。

<副議長、議長と交代>

◇日程第4 議案第1号

○中根利兵衛 議長

それでは、ただいまより議長において進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

日程第4、議案第1号 茨城県南水道企業団監査委員の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。池辺勝幸企業長。

<池辺勝幸企業長 登壇>

○池辺勝幸 企業長

議案第1号は、茨城県南水道企業団の監査委員の選任についてであります。監査委員でありました戸澤淳子氏が2月23日をもって任期満了となり、また、宮原節子氏から1月31日をもって退職願の届け出があり、現在2人の監査委員が欠員となっておりますので、このたび新たに監査委員を選任しようとするものであります。

つきましては、前任者であります戸澤淳子氏を引き続き監査委員に選任いたしたく、地

方公営企業法第39条の2第6項の規定により議会の承認を求めるものであります。

戸澤淳子氏につきましては、人格は高潔で、これまでも素晴らしい実績を残され、すぐれた識見を有しており、当企業団の監査委員として最適任者であると確信し、ここにご提案申し上げる次第であります。

何とぞ慎重なるご審議のほどを賜り、ご同意いただきますようお願い申し上げまして、議案第1号の提案理由の説明といたします。

○中根利兵衛 議長

以上で提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

○中根利兵衛 議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

◇討論

○中根利兵衛 議長

これから討論を行います。

まず、反対の方の発言を許します。反対の方はありますか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

○中根利兵衛 議長

そのほかありますか。

<発言する者なし>

○中根利兵衛 議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◇採決

○中根利兵衛 議長

これから議案第1号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第1号、本案は原案のとおり同意することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○中根利兵衛 議長

全員賛成。したがって、議案第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

戸澤淳子さんが監査委員に選任されました。

◇日程第5 議案第2号

○中根利兵衛 議長

日程第5、議案第2号 茨城県南水道企業団監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、11番、澤部利勝議員の退場を求めます。

< 11番、澤部利勝議員 退場 >

○中根利兵衛 議長

提案理由の説明を求めます。池辺勝幸企業長。

< 池辺勝幸企業長 登壇 >

○池辺勝幸 企業長

議案第2号は、茨城県南水道企業団の監査委員の選任についてであります。これにつきましては先ほどもご説明申し上げましたが、監査委員の欠員により、新たに監査委員を選任しようとするものであります。

議会議員の澤部利勝氏を選任いたしたく、地方公営企業法第39条の2第6項の規定により議会の同意を求めるものであります。

澤部利勝氏につきましては、議会に精通し、人格が高潔ですぐれた識見を有しており、当企業団の監査委員として最適任者であると確信し、ここにご提案申し上げる次第であります。

何とぞ慎重なるご審議のほどを賜り、ご同意いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○中根利兵衛 議長

以上で提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。通告の順番に発言を許します。

10番、野口利枝子議員。

< 10番、野口利枝子議員 登壇 >

○10番（野口利枝子 議員）

野口でございます。

今出されております議案第2号 茨城県南水道企業団監査委員の選任についてお伺いいたします。

提案理由にも、先ほど企業長が言っておられましたが、議会に精通し、人格は高潔ですぐれた見識を有しており云々と書かれているわけですが、住民要求である高い水道料金を引き下げられる要素があるかどうかという、そうした観点で監査ができる方なのかどうか。また、県に対してこれまで理不尽な契約水量の是正を実現できてこなかったわけですが、この県南水道の財務にメスを入れ、住民の立場からの監査を期待できる方かどうかについて、企業長がどのように思われているか、考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○中根利兵衛 議長

答弁を求めます。池辺勝幸企業長。

<池辺勝幸企業長 登壇>

○池辺勝幸 企業長

人事案件についてのお尋ねでございますが、この監査委員につきましては、当企業団の予算、さらには収入、支出、それらについての執行状況を監督し、検査する立場でございます。その観点から、澤部議員さんにつきましては先ほど提案理由で申し上げましたとおり、すぐれた識見を有しており、そして旧藤代町においても監査委員を歴任されておりますので、当企業団の監査委員として最適任者であると確信し、選任をいたしたわけでございます。ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○中根利兵衛 議長

答弁が終わりました。これで野口利枝子議員の質疑を終わります。

これで議案第2号の質疑が全部終わりました。

◇討論

○中根利兵衛 議長

これから討論を行います。まず、反対の方の発言を許します。

<発言する者なし>

○中根利兵衛 議長

そのほかありませんか。12番、貫井 徹議員。

<12番、貫井 徹議員 登壇>

○12番（貫井 徹 議員）

貫井 徹でございます。

議案第2号 茨城県南水道企業団監査委員の選任について、賛成の立場から討論いたします。

トヨタのリコール問題は、日本の輸出産業全体へのバッシングに波及とのリスクも内在しております。ここにきてギリシャを上回るイギリスの財政赤字拡大との報道もございます。加えて、政権交代後より加速してきました日本経済の低迷は、当企業団管内における住民等の水道使用量の節水も顕著との報告を受けております。

現在、地方自治体の不適正経理が全国自治体で続発しており、監査委員の重要性がより高まっております。制度改正として、1、予算が余っても次年度に活用できない。2、複式簿記制度の活用、3、決算の「認定」を「議決」に改正、4、未然防止の視点から内部統制組織の運用、5、内部告発者保護制度の確立を求めるとともに、澤部議員は民間等の会社経営に手腕を発揮、その計数に明るいことは議会の全員が認めているところでございます。

以上をもちまして、監査体制の充実強化を求め、賛成の討論といたします。

○中根利兵衛 議長

これで討論を終わります。

◇採決

○中根利兵衛 議長

これから議案第2号を採決いたします。この際、採決は起立によって行います。
議案第2号、本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を願います。

<賛成者起立>

○中根利兵衛 議長

賛成多数です。したがって、議案第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

澤部利勝議員の入場を許します。

<11番、澤部利勝議員 入場>

○中根利兵衛 議長

11番、澤部利勝議員が監査委員に選任されました。

それでは、ただいま監査委員に選任されました澤部利勝議員にごあいさつをお願いいたします。

<澤部利勝監査委員 登壇>

○澤部利勝 監査委員

澤部利勝でございます。ただいま監査委員にご賛同賜りましてまことにありがとうございます。私、微力ながら外部監査委員とともに職務を全うしてまいります。どうか皆様方のご協力、ご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

まことにありがとうございました。

◇日程第6 議案第3号及び議案第4号

○中根利兵衛 議長

日程第6、議案第3号及び議案第4号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。池辺勝幸企業長。

<池辺勝幸企業長 登壇>

○池辺勝幸 企業長

議案のご説明に先立ちまして、平成21年12月末現在における平成21年度予算の執行状況についてご報告を申し上げます。

まず、業務の概要についてであります。給水人口は22万2,051人で、平成20年度の決算数値と比較いたしますと1,596人の増、普及率については0.3ポイント伸びて81.0%でござ

ございます。また、総給水量は1,621万2,049 tで、予定水量に対しまして67.5%、有収水量は1,627万9,646 tで、予定水量に対しまして75.2%となり、有収率は90.1%であります。

次に、財務の状況であります。企業団の主な財源であります水道料金の収入は35億5,411万5,592円で、予算額に対しまして75.1%、加入金の収入は1億6,556万円で、予算額の41.4%となっております。

次に、建設改良工事の施工状況について申し上げます。配水管の布設及び布設替工事等63件を発注し、工事費の総額は9億9,143万8,350円で、予算額に対する執行率については77.3%となっております。

平成21年度の執行状況につきましては以上のとおりであります。地方公営企業の経営の基本原則であります健全化を図りつつ、企業の経済性を発揮するとともに、本来の目的である安心・安全な水を利用者にお届けしながら、公共の福祉を増進するように運営してまいりますので、今後とも議員各位のご理解のほどをお願い申し上げる次第でございます。

それでは、議案第3号及び議案第4号についてご説明を申し上げます。

まず、議案第3号は、茨城県南水道企業団企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、平成21年度の人事院勧告に基づき一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正され、自宅にかかわる住居手当が廃止されたことに伴い、茨城県南水道企業団企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第4号は、平成22年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算についてであります。この予算書は地方公営企業法施行規則に定められた様式に基づき作成されております。

それでは、様式に従ってご説明いたします。

まず、第2条でございますが、これは当企業団の業務活動の基本的な目標とする業務の予定量を定めたものでございます。給水戸数は9万176戸、年間総給水量は2,374万7,000 t、一日平均給水量は6万5,060 t、主要な建設改良事業の工事費は5億7,981万円となっております。

次に、第3条に定める収益的収入及び支出についてであります。これは企業団の財政運営にかかわる経常的な経営活動の収支額を示したものであります。水道事業収益の総額は51億1,846万6,000円を予定し、前年度予算額と比較しますと2.5%の減となっております。そのうち企業団の主な財源であります水道料金収入及び加入金収入等の営業収益は51億1,634万4,000円を予定し、水道事業収益の99.96%を占めております。

支出につきましては、水道事業費用の総額は53億2,345万1,000円を予定し、前年度予算額と比較しますと3%の増となっております。主なものを申し上げますと営業費用が51億4,093万2,000円で、そのうち茨城県企業局に支払う浄水費は25億6,377万6,000円を予定し、営業費用の49.9%を占めております。営業外費用は1億7,411万4,000円を予定し、そのう

ち借入金に対する支払い利息は1億82万2,000円でございます。また、特別損失として640万5,000円を計上しておりますが、これは水道料金の徴収不能分でございます。

したがって、平成22年度における損益計算では2億3,397万4,000円の純損失になる見込みであります。これは決算時に退職手当を引き当てるために、営業費用中に退職手当負担金として2億6,317万2,000円を一括計上したためであります。

続きまして、第4条の資本的収入及び支出についてであります。この予算は建設改良工事の施工及び企業債の償還等にかかわる費用であります。

まず、収入につきましては総額で1億7,157万2,000円を予定しております。その内訳といたしましては企業債の借入金が1億円、消火栓設置工事等の負担金が4,352万2,000円、石綿管布設替工事の国庫補助金が2,805万円となっております。

次に、支出につきましては総額で10億1,459万円を計上しております。その内訳を申し上げますと、建設改良費は6億8,945万2,000円を予定し、そのうちの工事請負費は5億7,981万円で、内容といたしましては配水管布設工事費が2億1,231万円、配水管布設替工事費が3億4,860万円、道路復旧工事費が840万円、消火栓設置工事費が1,050万円となっております。また、企業債償還金につきましては3億1,883万5,000円を予定しております。

資本的収入及び支出の概要は以上であります。8億4,301万8,000円の支出資金が不足いたしますので、その補填財源につきましては当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,898万9,000円、過年度分損益勘定留保資金3億4,945万7,000円、及び当年度分損益勘定留保資金4億6,457万2,000円を予定しております。

次に、第5条は債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めたものであります。これは配水場運転監視保守管理業務委託費として平成22年度から平成26年度までの5年間について2億1,603万8,000円を限度額とした長期継続契約を予定したものであります。

次に、第6条は企業債についてであります。起債の方法、目的及び利率等を定めたものであります。配水管布設工事等の工事費といたしまして1億円を限度額とした企業債の借入れをするものであります。

次に、第7条は営業費用と営業外費用との間で各項の経費の金額を流用することができることを定めたものでございます。

次に、第8条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費についてであります。職員給与費が5億9,001万1,000円、交際費が20万円となっております。その経費の性質上、予算の流動的な執行になじまない経費として定めたものでございます。

次に、第9条は棚卸資産購入限度額であります。3,741万9,000円を予定しております。棚卸資産である材料と量水器については、企業団の経営活動に支障を来さないように常に一定の数量を貯蔵品として保管しており、法に基づき購入限度額を定めておくものであります。

以上が平成22年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算の概要であります。詳細につきましては議案書に添付しております説明書によりご理解を賜りたいと存じます。

何とぞ慎重なるご審議を賜り、適切にご決定をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○中根利兵衛 議長

以上で提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。通告の順番に発言を許します。

2番、宮原節子議員。

< 2番、宮原節子議員 登壇 >

○2番（宮原節子 議員）

公明党の宮原でございます。

それでは、議案第4号 平成22年度県南水道事業会計予算書の中から数点お伺いいたしたいと存じます。

初めに、池辺新企業長、中山副企業長のご就任おめでとうございます。厳しい経済社会情勢の中、県南水道事業についても明るい展望はなかなか見えておりませんが、新企業長の誕生に期待と希望を持って質問してまいりますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

1点目でございますが、県南水道事業平成22年度予算書に初めて退職手当引当金と修繕引当金が計上されました。特に退職手当負担金は、今ご説明にもございましたが、2億6,317万2,000円という大きな金額が一括計上され、そしてこの計上により、平成22年度における損益計算では2億3,397万4,000円の純損失が見込まれています。最長15年の経過措置も可能な中で、今年度一括計上の背景と大意、算定の根拠をお伺いいたします。また、一括計上による今後の事業展開への影響と展望について、ご見解をお伺いいたします。

そして今後の赤字対策として示された経営改善計画につきましては、先ほど新企業長の財政の基盤安定を図るというごあいさつに大いに期待をしてみたいと存じます。

次に、平成22年度における石綿管・鉛管布設取替事業についてお伺いいたします。

予算書では石綿管が国の補助金絡みで1億1,200万円余りの事業、鉛管については計上の2,561万1,000円は21年度取替事業の舗装代とお聞きしております。地震等の災害に備え、安全で安定した水の供給を図る上で優先して進めるべき事業であります。今年度はどのくらい延伸できるのか。特に石綿管更新事業については国庫補助金との関係、そして全終了までの計画展望についてお伺いいたします。

3点目でございますが、特別損失・不納欠損額640万5,000円についてであります。

毎年、毎年、時効に基づく5年前の水道料金徴収不能分の計上ではありますが、この金額が毎年水のごとく流れるわけです。料金徴収につきましては職員の方が夜遅くまでご苦労され、徴収率も99.8%と高い数値であることも承知しておりますが、この金額は5年前も、そして現在の発生額もほとんど変わっておりません。したがって、これ以上の改

善は望めないのか。不納欠損額の内容についてお伺いいたします。そして改善へのご所見をお聞かせいただければと存じます。

以上で1回目の質問を終わります。

○中根利兵衛 議長

答弁を求めます。野口 勇事務所長。

<野口 勇事務所長 登壇>

○野口 勇 事務所長

宮原議員の質問にお答えいたします。

退職手当引当金・修繕引当金計上についてお答えいたします。

まず、退職給与引当金に繰り入れるため計上いたしました退職手当負担金ですが、平成21年度末で退職する者1名分の退職者特別負担金、同じく年度期末に残り全職員が退職した場合の64人分を、茨城県市町村総合事務組合の退職手当負担金条例の規定に基づき算出して計上したものであります。

一括計上した経緯ですが、地方公営企業法企業会計制度については、現在総務省において二、三年後を目途に改正が予定されております。この中で、退職給与引当金については一括計上を原則とし、一定の経過措置を置くとしながらも義務づけになる方向です。また、監査委員から審査意見書でご指摘もあり、水道事業経営の安定強化を図る意味においても、できるだけ早期に引き当てるべきであると判断し、平成22年度予算において、全職員が年度期末に一斉退職した場合で算出した退職者特別負担金を一括計上したものです。

修繕引当金については、将来ある年度に大きな漏水事故、大地震などによる多額な修繕費が発生した場合、その年度の損益計算に著しい影響を与えることから、将来予想される修繕費支出額を一定の基準で各年度に分配するということとなります。

しかし、実際には将来予想される修繕費支出額の見積もりは困難であります。この修繕引当金も現行の公営企業会計制度では算定基準を明確に定めていません。その事業体の裁量により償却資産の量、収支状況によって判断できるものとなっています。平成22年度は平成21年度修繕費の不用額を引き当てる予定としておりますが、あくまで損益収支が黒字であるという前提で引き当てとなるものです。将来的には当企業団の引き当て基準を設け、損益基準額を計上できることを目標としております。

これらの引当金計上による今後の経営の影響ですが、いずれの引当金も現金として支出されるものではなく、現金預金としてはとどまっているものです。ただ、固定負債として引き当てた場合には他の目的に取り崩しができなくなり、運用資金の額が狭くなるというリスクはあります。平成22年度予算調整においてはこれらの引当金をできるだけ早期に計上することで経営の実態を明確にしたわけです。その結果として当年度純損失2億3,397万4,000円を見込むことになりましたが、この赤字解消を目的に、最大限の経営改善、合理化をより一層徹底することにより、給水原価の抑制に努めることで赤字額縮減を図る計

画が予算案にあわせてお示ししました経営健全化計画でございます。

次に、石綿管・鉛管布設替事業の計画展望についてお答えいたします。

初めに、石綿セメント管更新事業につきましては、石綿セメント管の更新の目的は、耐震性の高い鋳鉄管に布設替をすることによって、地震時に管路破損事故を防ぎ、安全な管路を確保し、水道水供給の安定化を図るものであります。

平成22年度の予定としましては、国庫補助金事業と下水道工事等による布設替工事を合わせますと約3kmを予定しております。平成20年度末の残存距離は約77kmであります。計画では平成39年度で終了する予定であります。財政が厳しい中、収支状況を見きわめながら実施してまいりたいと考えております。

次に、鉛給水管布設替につきましては、平成20年3月末現在の鉛給水管の残存件数は9,686件であります。計画といたしましては年間1,000件を目標に平成30年度に終了予定でしたが、近年の収入減により財政が厳しい中でありますので、収益的予算でもあります修繕費も縮減しなければならない状況でありますので終了年度もおくれることになるかと思われま。今後も収支の状況を見きわめながら進めていきたいと考えております。

次に、特別損失・不納欠損額改善への具体的取り組みについてお答えします。

不納欠損とは、水道料金徴収不能のものを法律に基づく時効により処分をするもので、5年を経過し、水道料金が納入されないものを処分するものでございます。

未納料金減少の取り組みといたしましては、納期限までに支払い確認が取れない利用者に対しまして督促状、停水予告、停水通知の順で通知をいたしております。それでも納入されないものについては担当職員が現地訪問や電話での納入期日の確認などの対応をし、なおかつ支払いがされない利用者に対しましては停水作業を実施し、支払いを促しています。徴収不能の主なものは、そのほとんどが閉栓の連絡がなく転居されたものでございまして、構成市の担当課に転居先住所の照会等をし、転居先住所の判明したものについては納付書を送付し、支払いを促しております。

今後につきましても引き続き不納欠損額の減少に努めてまいりたいと思っております。

以上であります。

○中根利兵衛 議長

答弁が終わりました。これで宮原節子議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。8番、伊藤悦子議員。

<8番、伊藤悦子議員 登壇>

○8番（伊藤悦子 議員）

通告に従いまして質疑を行います。初めに、議案第3号 茨城県南水道企業団企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についてです。

この条例改正は、平成21年度人事院勧告に基づき、一般職員の給与に関する法律が一部改正され、自宅にかかわる住居手当が廃止されたことになるものです。

そこでお伺いたします。1点目、住宅手当の支給基準と条例改正に伴う影響件数と金額、2点目、条例改正後の対象者数についてお答えをお願いいたします。

次に、議案第4号 平成22年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算書についてです。

1番目に、22年度予算は2億3,397万4,000円の欠損金が計上されています。その原因は退職引当金の計上だということをお聞きしました。その欠損金を生じたことへの認識についてお聞かせください。また、その解消については今後どのように進めるのか、お答えをお願いいたします。

2番目に、予算書8ページ、国庫補助金返還金130万3,000円についてです。返還する理由と金額の算出根拠についてお伺いたします。

3番目、予算書18ページ、引当金についてです。修繕引当金1,000万円は去年の倍になっています。先ほどの宮原議員のご答弁ではこの基準はないということですが、ないと言いながら、1,000万円にした算出根拠についてお伺いたします。

退職手当引当金2億6,591万3,602円についてです。これについてはなぜ一括計上しなくてはならなかったのか、そのことについてお伺いをいたします。

4番目に、予算書23ページの委託料です。給配水管路漏水調査業務委託費102万4,000円についてです。昨年より約210万円の減額です。その理由についてお伺いたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○中根利兵衛 議長

答弁を求めます。野口 勇事務所長。

<野口 勇事務所長 登壇>

○野口 勇 事務所長

伊藤議員のご質問にお答えいたします。

議案第3号、住宅手当に関する条例改正についてお答えいたします。

従来の支給基準は、職員の持ち家で住宅取得より5年を経過するまでのものと、借地に対する賃貸料、この2つの要件に対して支給することとなっておりました。今回の改正により、そのうち職員の持ち家分に対する支給は廃止することとなります。

平成21年度の住宅手当における持ち家に対する支給対象人数は4名で、年総額は12万円となっております。また、賃貸に対する支給対象人数は5名で、1人当たりの支給月額の上限は2万7,000円で、年総額で151万8,000円となっております。

次に、当年度未処理欠損金についてお答えいたします。

当年度未処理欠損金が生じた原因としましては、平成22年度決算時に退職手当を引き当てるために、営業費用の中の総係費に退職手当負担金として2億6,317万2,000円を一括計上したためであります。欠損金が生じたことにより、今後一層の経費の削減や事務の合理化を徹底させ、欠損金を早い段階でなくすよう努力したいと認識しております。

次に、国庫補助金返還金についてお答えいたします。

現在、当企業団は国庫補助金として石綿管更新事業に係る工事費全体の4分の1の交付を受けております。補助金交付申請の際には工事金額は消費税込みで申請することとなっております。決算後消費税確定申告時に算定される特定収入割合5%未満、かつ課税売上げ割合95%以上の事業体にあつてはその消費税相当額分を返還しなければならないという国庫補助金交付要綱による規定があります。したがって、税込みの補助金2,702万5,000円の内税となる128万6,904円が補助金返還相当額となります。

次に、引当金についてお答えいたします。

まず、修繕引当金につきましては、現行の公営企業会計制度では根拠となる算定基準の明確な定めはありません。あくまでその事業体の裁量による任意計上とされています。平成21年度修繕費の不用額を引き当てる予定としておりますが、あくまで損益収支が黒字であるという前提で引き当てを予定するもので、不用額が幾ら発生するかを予想するのも実際のところ困難でございます。

当企業団は、ご存じのとおり平成20年度決算におけるまで引当金がございます。これについては認識不足があり、立ちおくれたことも事実でございます。当然、収支状況が苦しい中で引き当てていくこととなりますが、経営改善を図りながら、収支状況に応じ、できるだけ早期に一定基準を計上したいと考えております。

次に、予定貸借対照表上の退職手当引当金2億6,591万3,602円につきましては、平成21年度末に引き当てを予定しております750万円、それと平成22年度の退職手当負担金のうち当年度中に支払いが発生する1名分の退職者特別負担金475万8,000円を差し引いた、残り64名分の全職員が一斉退職した場合の退職者特別負担金2億5,841万4,000円を平成20年度期末退職手当引当金に繰り入れを予定しておりますので合計2億6,591万3,602円となります。この算出根拠は、茨城県市町村総合事務組合の退職手当負担金条例に基づき、平成21年度末時点の職員一人一人の在職期間及び給料等をもとに算出した合計額でございます。

退職手当引当金を一度に計上しないといけないのかというご質問ですが、二、三年後の会計制度改正においては一括計上を原則とするとされています。当企業団は監査委員から審査意見書でご指摘もあり、あえて前倒しして一括計上することを選択いたしました。このことは公営企業会計の発生主義の趣旨に沿ったものと解釈しております。将来の特定費用であり、その金額を合理的に見積もることができるものです。経営成績、財政状況を明らかにする上でも早期に引当金を固定負債として計上し、早期に経営改善を図ることが重要と判断したものです。ご理解をいただきたいと思っております。

最後に、給配水管路調査業務委託費についてお答えいたします。

業務内容につきましては、漏水修理の器具を使用して道路及び宅地内を調査し、地表に出てこない漏水を発見するものであります。平成22年度において平成21年度予算より約213万円の減となりました理由は、財政状況が厳しいため、収益的収支であります3条予算の中から工事費、委託費等の縮減をせざるを得ない状況でありますので、漏水修繕等を

優先的に考え、漏水調査委託費を削減して、緊急時に対応できるようにしました。

以上であります。

○中根利兵衛 議長

答弁が終わりました。8番、伊藤悦子議員。

<8番、伊藤悦子議員 登壇>

○8番（伊藤悦子 議員）

2回目の質問を行います。

退職引当金についてですが、二、三年後計上するようになるということで一括計上ということですが、これを一括計上すれば赤字になるのは明らかです。住民にとって赤字予算のことについては驚きになると思いますが、その辺のことについて、改めて本当に一括でなくてはいけなかったのか。この引当金については今研究をされているところですが、その中においても赤字計上の場合もあるから経過措置をとる、そんなふうにもなっていたわけですが、改めてそのことについてお聞きいたします。

次に、給配水管漏水調査業務委託費のことですが、財政状況が厳しいということですが、これを減らすということについては漏水防止を今後どんなふうを考えていくのか、その1点だけお伺いいたします。

○中根利兵衛 議長

答弁を求めます。野口 勇事務所長。

<野口 勇事務所長 登壇>

○野口 勇 事務所長

伊藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、退職手当引当金を一度に計上しなければいけないのかというご質問ですが、退職手当引当金は監査委員の審査意見書のご指摘どおり、退職金は、労働提供に基づく労働対価の後払いであり、将来の費用であるため、退職手当引当金については計上することが必要であります。また、費用計上は今後2年から3年後には義務づけされ、一括計上が原則と総務省では方針を打ち出しております。

次に、漏水調査の件でありますけれども、漏水調査は、1地区30km、件数にしますと約3,000件を調査しております。漏水防止といたしましても有収率の向上には早期発見、早期修理が必要であります。財政が厳しい折、限られた予算の中、今後は財政の状況を把握しながら、有収率の向上に努めてまいりたいと思っております。

以上であります。

○中根利兵衛 議長

答弁が終わりました。これで伊藤悦子議員の質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は午後3時10分といたします。

休 憩 午後 3時00分

再 開 午後 3時10分

○中根利兵衛 議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告の順番に発言を許します。10番、野口利枝子議員。

<10番、野口利枝子議員 登壇>

○10番（野口利枝子 議員）

野口でございます。

議案第4号 平成22年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について何点かお伺いいたします。

まず、1点目ですが、最初に企業長のほうから、給水量が減ってきているという、そうしたお話もありました。では、給水量を上げる手だてはどのようにお考えになっているのか、まず初めにお伺いいたします。平成22年度の給水量は2,374万7,000 tと予測しているわけでございます。実際はもっと少なくなるであろうと想像がつくわけではありますが、上げるための手だてについて、まず1回目にお伺いいたします。

2点目に、ページでいきますと予算書の23ページ、薬品費でございますが、平成19年、20年度とともに決算額で見ますと340万、310万という額であったわけですが、予算額では570万円を計上しています。本来であったら、実績額を考慮して予算計上というのが筋だと思っておりますが、それについてご説明をお願いいたします。

次に、26ページになりますが、備品費、平成19年、20年度の決算額は、薬品費とは別に340万、390万あったものが、逆にほぼ半額近い203万9,000円となっておりますが、その減額になった中身についてお答えをお願いします。

そして27ページになります。日本水道協会アドバイザリー事業というのが出されておりますが、どういう目的で行うものなのか、お伺いいたします。

次に、減価償却費の考え方について伺うわけですが、減価償却費、この予算では10億1,423万1,000円が計上されております。固定資産がふえていけば、当然、減価償却費がふえていくことはわかるわけでございますが、説明で何度かお聞きした中では、「法にのっとして年数で行ってきている」という答弁がずっとあったわけですが、公営企業法の中で今やっている。企業長は、企業会計で試算すると、ということで新聞報道などもありましたけれども、今後について、物の考え方、減価償却費の考え方について変わりがいいか、企業長の考えを伺います。

それから、最後に29ページ、不納欠損額について、先ほど宮原議員も中身については質疑をされておりました。5年前に出されたものが今回計上されるということですが、上下水

道料金の一元化徴収がスタートしておりますので、一括で納入金額がふえるということは住民にとってどうしても負担になってくるということもあります。深刻な経済状況もあって、不納欠損額がこの先、5年後というか、3年、4年後あたりからはもっとふえていくのではないかと心配しているのですが、今後の予測と問題点についてどのように考えているのか、お答えをお願いいたします。

1回目の質疑を終わります。

○中根利兵衛 議長

野口 勇事務所長。

<野口 勇事務所長 登壇>

○野口 勇 事務所長

野口議員の質問にお答えいたします。

初めに、給水量を上げる手だてについてであります。お答えいたします。

最近の利用者の節水意識や各種節水器具の普及により給水量が伸び悩んでいることを受けまして、平成22年度予算の給水量の算定においては、平成21年度の給水量を参考として前年比27万2,000 tの減といたしました。

水道週間、各種イベントへの参加による水道水の安心・安全性のアピール、地域住民からの要望による布設地区への再度の加入啓発、新規工事などには職員が戸別に訪問し、加入案内をするなど加入促進を行ってまいりたいと考えております。

次に、薬品費についてお答えいたします。

薬品費は、前年度決算額を基準としているわけではなく、本年度の予算上の給水量をもとに、次亜塩素ナトリウム注入率を1リットル当たり0.4ミリグラムで算出いたしております。また、渇水時には1週間程度の井水使用を想定しております。井水は次亜塩素ナトリウム消費量が通常の二けた以上であるため、井水使用の云々により予算と決算の数字に大きな差となってあらわれております。

次に、総係費の備用品費の大幅減額の理由についてお答えいたします。

平成21年度までは茨城県南水道企業団例規集の追録代を備用品費で計上いたしておりました。平成22年度からは例規集のCD化に伴い、委託料で支払うことに変更になったためでございます。

次に、日本水道協会アドバイザー事業についてお答えいたします。

平成9年4月、水道事業における経営の効率化、事業の新たな展開等の支援及び水道料金の地域格差是正の促進に資するための水道事業経営をアドバイスすることを目的として発足された事業です。アドバイスの内容としましては経営計画、財務会計、組織管理、情報管理等に関する総合的、または個別の助言及び水道の施設、技術、水質、衛生等に関する総合的、または個別の助言及び事業の新たな展開、新しいサービスの実施等に関する助言等であります。当企業団としましては、これらの中立的、客観的な助言、現状分析等を

有効活用することにより、職員定数の適正化はもとより恒久的な健全経営を目指すものであります。

次に、水道事業における減価償却費の算出の方法についてお答えいたします。

算出の方法は、あくまで地方公営企業法施行規則に基づきまして毎事業年度にその種類、区分などを定額法によって行っております。主なものは総資産のうち配水管が85%を占めており、耐用年数38年を採用しております。これまでのとおり、地方公営企業法施行規則にのっとり行っていきたいと考えております。

最後に、不納欠損額についてお答えいたします。

平成22年度に計上されるものは、平成17年4月から平成18年3月末の水道料金として調定されたもので、転居などにより請求書を発送しても支払いがなされないもの、及び会社等の倒産などにより未収となったものがそのほとんどでございます。処分金額等につきましては、先に述べた理由などにより各年度ばらつきが生じています。今後につきましても欠損金が増額しないよう最大限の努力をまいります。

以上であります。

○中根利兵衛 議長

答弁が終わりました。10番、野口利枝子議員。

<10番、野口利枝子議員 登壇>

○10番（野口利枝子 議員）

野口でございます。2回目の質疑をいたします。

給水量について、節水志向が大変高まっている、器具などもトイレもしかり、洗濯機もしかりということで、それについて私たちは契約水量是正についてもそのところを大きな声で主張してきたわけですが、開発ももうここで伸び悩んでいるという状況の中で、人口の増加も望めないということは皆さんもご承知だというふうに思います。

安全性のアピールや地区への啓発、加入の案内で推進をしていくというご答弁があったわけですが、水道管が目の前にきていたとしても加入していないというお宅は、井戸が曲がりなりにも出る、若干水質に問題はあるけれども、工事費と、あとあわせて加入金が高いということがネックになってなかなか加入まで決断ができないというお宅も結構声として聞くわけですね。若干ですが、一度加入金が引き下げられたということがありますが、これから給水量を上げていくということからいけば、加入金の引き下げも念頭に入れて加入促進をしていくことも一つの方法ではないかというふうに私は考えるわけですが、そうした考えはどうでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

それから、薬品費についてはわかりました。

それから、備用品費についても例規集をCD化にして委託料のほうに移ったということと、CD化したことによって多分経費が安くなったということなんだと思いますが、了解をいたしました。

日本水道協会アドバイザー事業というものは、経営の効率化を目指すということで、経営、財務、組織、情報管理、施設、衛生上いろいろな全体的に総合的にアドバイスをしていただく事業だということのご説明があったわけですが、この間2年間ですけれども、各自治体から経営の改善ということで3人の職員の方が派遣されていたわけですね。今回経営健全化計画策定も上げられているわけですが、先にこのアドバイザー事業を持ってきてよかったのではないかなというふうな思いをしているのですが、その整合性について見解がありましたらご答弁をお願いいたします。

それから、減価償却費については85%を占める配水管は38年で減価償却していくということで、これまでどおりいく。民間企業の感覚でいくということは法律上もできないということはお聞きしておりますので、しっかりと公営企業としての立場を貫いていただきたいというふうをお願いいたします。

それから、不納欠損についても了解をいたしました。

ただ、転居も無意識のうちに払わずに転居しちゃうということではなくて、払い切れなくて、つい先日も夫婦が夜逃げしたという、アパートからいなくなったという声も聞きました。実際払い切れなくていなくなってしまうということの不納欠損もあると思います。倒産して未収になったということもあるわけですが、まだまだ厳しい経済状況の中で大変厳しいことが続くのではないかと本当に心配がされますので、高い水道料金をこういう点でも引き下げていって、暮らしをバックアップすることが必要なのではないかとということをごここでは申し述べておくという形で、2回目の質疑はアドバイザーの点について、あと加入金の件についてお答えをお願いいたします。

<「2点」と呼ぶ者あり>

○10番（野口利枝子 議員）

2点について。

○中根利兵衛 議長

答弁を求めます。宮本栄三総務課長。

<宮本栄三総務課長 登壇>

○宮本栄三 総務課長

日本水道協会アドバイザー事業についてお答えいたします。

3市から派遣として職員が3人来ておりますが、なかなか一生懸命やっていたわけでございますけれども、さらに経営計画、あるいは組織管理、県南水道企業団の経営の診断、すべてにわたって診断することにより、これ以上の経営基盤の強固という目的で委託する予定でございます。

以上です。

○中根利兵衛 議長

野口事務所長。

<野口 勇事務所長 登壇>

○野口 勇 事務所長

追加での給水量を上げる手だてということでもありますけれども、加入促進の考え方についてお答えいたします。

大型施設、企業等の上水道に未加入の場所にも再度加入促進をし、水道水の安心・安全を今以上にアピールしながら進めていきたいと考えております。また、水道整備地区で未加入者の多いところでの加入促進、そういったものもやっていきたい、このように考えております。

以上です。

○中根利兵衛 議長

答弁が終わりました。

<「ちょっと抜けているので」と呼ぶ者あり>

○中根利兵衛 議長

10番、野口利枝子議員。

<10番、野口利枝子議員 登壇>

○10番（野口利枝子 議員）

野口です。答弁がちょっと一つ抜けておりましたので、再度確認をさせていただきます。いろいろ給水量をふやす手だて、一生懸命あの手この手頑張っていたかどうかということは先ほどの答弁でも理解をしております。

もう一つの手法として、高い加入金がネックになっているというお宅も多いという点からすれば、加入金の引き下げは考えることがあるかどうか。それについて、あるのか、ないのかのお答えで結構ですので、お答えをお願いいたします。

○中根利兵衛 議長

野口事務所長。

<野口 勇事務所長 登壇>

○野口 勇 事務所長

加入金の引き下げは考えているのかどうかということでもありますけれども、加入金は以前に見直しをして、一般家庭で25万円のところを22万円ですか、そのように下げてきたわけですが、今の考えといたしましては現状のとおり進めていきたい、このように考えております。

以上です。

○中根利兵衛 議長

答弁が終わりました。これで野口利枝子議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。7番、披田信一郎議員。

<7番、披田信一郎議員 登壇>

○7番（披田信一郎 議員）

龍ヶ崎の披田でございます。通告に従いまして、4人目になりますが、質疑をさせていただきます。

まず、第1に、議案第3号に関してであります。

既に伊藤悦子議員の質疑で改正前における数などは伺ったところでございますので、私のほうからは、そのような中というか、今までも持ち家職員が4人、貸家などの職員が5人ということだったわけではありますが、それ以外の部分については支給しなかった。私は伺いたいところは、水戸などでも問題にされている例が出されてもいると思いますので、賃貸借ということで今後も住居手当の支給対象になるようなケースで、しかしながら、実際には第三者所有というよりは、配偶者であるとか、親族であるとかというような関係に関して、そのような例がある、なしということではございませんが、制度上取り扱いがどのようになっているのか、この際関連して明確にさせていただければと思う質問でございます。

2点目に、議案第4号、平成22年度の予算案でございます。

まず、第1点は、今の野口利枝子議員からの質問とも重なりますが、まず、加入金について相当な減額見込みでの予算づけとなっているわけでございますけれども、この減少、実績が下がっているということはわかってございますが、今回の予算に出した減少数の見込みについての算定の根拠、今後の傾向などについて、この際丁寧にご説明いただければと思います。

2点目、宮原節子議員からの質疑とかぶるのであれですが、鉛管布設替工事費が大幅に削減されたことに関してです。先ほどのご答弁の中で、実際に1万個近いものが2年前の時点で積み残っていて、毎年1,000件ずつくらいを処理していきたい。それで約10年、そのためには毎年1億円程度は支出をしていくというものが、今回2,500万円ですか、相当な減額になって、金がないからということではあれですが、今後実際にことしの予算に出した程度の数は何件ができるのか、そしてそれであれば、10年想定していたものが20年くらいに延びるのか、そうでないのか。このあたりの今後の計画について、ぜひお考えをご説明ください。

3点目に、予算の中で給配水管路台帳管理システムの補正に関する委託費、これが対前年度大幅な削減となつてございますけれども、これが可能になった理由について、背景というか、事情をご説明ください。

4点目です。量水器の修繕費の項に関してでございますが、これの変化、それから、後のほうに出てきます量水器の新規購入の個数、これらのことをあわせて実際どのような仕組みになっているのか。量水器の修繕費が数年見ますと相当数が変動いたしております。その辺の事情についてこの際ご説明を求めるものです。

5点目については退職金に関してであります。今回引当金を一括計上するというところで、

これらについては十分な説明をいただきました。

その中でも、茨城県での総合事務組合の退職金に一般的に積み立てをしてあって、そこで足りなくなる特別手当の部分を一括計上という説明であるわけですが、実際に退職金の全体、市民の目から見ると、組合のほうから出されるそれと、足りない部分を当組合において退職引当金として積み立てるという関係についてわかりづらいという部分がございますので、この際、退職金の制度説明、それから、退職金組合のほうに積み立てているものについての健全性というか、そちらが例えば破綻をするというようなことでこちらにかぶってくるというようなことがあり得ては困るわけですが、その辺の担保について、どのような仕組み、制度になっているのかをあわせて説明をいただければと思います。

6点目です。マッピングサーバー等リース料というものが上程されてございます。これについてはそれなりの金額と、新たなものだと思いますので、この際この活用方法についてご説明を求めます。

最後に、資本的な部分の中での平成22年度の配水管布設工事費並びに布設替工事費、これらがいずれも相当大幅な削減になっているわけであって、これは赤字予算を組まざるを得ない、そして起債についても1億円にとどめるようにしたというようなことから、限られた財源ということで大幅に圧縮をしたということはわかるところでございますけれども、これは1年分だけを繰り延べるというようなことであるのか、今後そもそもこの裏づけになっている施設更新計画についての事業計画の見直しなどの数値などの説明がいただけておりませんものですので、この際、22年度及びそれ以降に連なる今後の計画、施設更新全体の見通しについてご説明を求めるものです。

以上、1回目の質疑といたします。

○中根利兵衛 議長

野口 勇事務所長。

<野口 勇事務所長 登壇>

○野口 勇 事務所長

披田議員の質問にお答えいたします。

初めに、議案第3号、住宅手当の条例改正についてにお答えいたします。

先ほど伊藤議員のご質問にもお答えしましたが、持ち家の職員の対象人数は4名、賃貸の職員は5名となっております。

次に、賃貸の所有者に関しましては、その所有者が職員の扶養親族である場合は支給対象とはならないこととなっております。

次に、加入金減少見込みの根拠についてお答えいたします。

今年度は、予算額4億21万円に対し、1月末現在で1億8,203万円、収入率45.2%になっており、このままでいきますと予算額に対して45%減の2億2,000万円ぐらいになると

予測されます。原因といたしましては、都市再生機構で開発している区画整理事業の計画が先送りになることと、急激な景気後退の影響で民間の宅地造成、マンション開発などの低迷による加入金の減収が主なものと思われまます。

平成22年度においては、今年度の決算予測と都市再生機構の計画が先送りになった分の約7,000万円を合わせた額になっております。今後についても景気回復が見込めないと予想されますので、このような状態で推移していくものと考えております。

次に、鉛給水管布設替工事の今後の計画についてお答えいたします。

計画といたしましては、年間1,000件を目標に平成30年度には終了の予定でありましたが、近年の収入減により財政が赤字状態でありますので、3条予算の修繕費の鉛給水管も圧縮し、大幅な減としました。

今後の計画といたしましては、しばらくは取替え件数も大幅に縮減せざるを得なくなる状況ですので、年度終了も先送りになると思われまます。今後も財政の回復の動向と収支の状況を見きわめながら進めていきたいと考えております。

次に、給配水管路台帳管理システム補正委託費の大幅削減が可能となった理由についてお答えいたします。

平成21年度においては、スキャナーしたラスターデータの地形図をベクトル化する作業をするため予算が増えましたが、平成22年度予算においては、21年度にベクトル化が終了しましたので、21年度と比較しますと約2,450万円の減になりました。ベクトル化することによりデータ容量が非常に小さいものとなり、データの表示速度、処理速度が早くなり、画像も縮小、拡大しても鮮明に表示されるようになりました。

次に、量水器修繕費の増額理由と購入個数についてお答えいたします。

量水器は、正確な使用水量を測定する上で大変重要な役割を担っているものであり、法により通常8年ごとに取替えをいたしております。各年度により加入件数に違いがございますので、年度ごとに取替えの件数にも違いが生じることとなります。

1つの量水器で2回までの修繕をすることができますので、取替えにより外された量水器を修繕し、新たに検定を受け、再利用いたしております。平成22年度は前年度と比較しますと修繕個数で4,749個増を予定しています。増額の理由といたしましては取替え個数増によるための増額でございます。

次に、量水器購入でございますが、平成22年度は4,662個を予定いたしております。理由といたしましては新規増への対応及び修繕を2回行い使用ができなくなったものかわりに、検定満了後の取替え用として使用いたします。

購入個数が同じで、予算金額が減している理由ですが、直近の入札価格を参考に積算したもので、金額は減となっております。

次に、退職金の仕組み及び引当金積み立て計上の算定根拠についてお答えいたします。

退職金は、茨城県市町村総合事務組合の市町村組合退職手当条例に基づき算出され、企

業団より直接退職者に支払われるわけではなく、茨城県市町村総合事務組合を通して支払われます。市町村負担金条例に基づき毎月法定福利費として負担金を納めており、退職者が出た場合には退職者特別負担金として別途納入いたします。

引当金計上の算定根拠としましては、企業団の職員全員が一斉退職した場合の特別負担金を算定した金額であります。

次に、マッピングサーバー等リース料についてお答えします。

今年度、買いかえ用として新たにサーバー3台を導入する予定であります。1つは、マッピングシステムを運用するため、残りの2つは事務所内回線でグループウェアを管理するものとドメインコントロールを管理するもの、この3つの役割を行うものです。

現在のシステムから移行しなければならない理由といたしましては、現行はIBMのサーバーを使用しておりますが、そのIBMがパソコン事業から撤退したため故障しても修理ができない状況となつてしまい、マッピングシステム及び事務所内回線の維持管理ができない状況となつてしまいました。現行リース料、年額で276万円支払っておりますが、今回の新規導入に当たっては、合理化、再利用等により年額210万円程度に抑える予定であります。

最後に、配水管布設及び布設替工事費の大幅削減による今後の計画と施設更新の見通しについてお答えします。

まず、工事費の削減に至った理由でございますが、若柴配水場の老朽化に伴って施設の更新事業を行うに当たって資金が不足している状況でございますので、資金を蓄えるために工事費を削減いたしました。平成22年度においては未整備地区の牛久市の東部地区や龍ヶ崎市の南部地区の整備計画を先送りするなど拡張工事を大幅に削減しました。

配水管布設替工事についても、各構成市の下水工事等が減っているため削減になりました。石綿セメント管更新事業については、前年度とほぼ同じでございます。

今後の計画でございますが、平成27年度までは現状のまま続けていく計画でございますが、収支状況を見ながら進めてまいりたいと考えております。

また、施設の更新については、計画を先送りにして、平成28年度くらいから若柴配水場の更新工事を実施したいと考えております。

以上であります。

○中根利兵衛 議長

答弁が終わりました。7番、披田信一郎議員。

<7番、披田信一郎議員 登壇>

○7番（披田信一郎 議員）

2回目の質疑を行わせていただきます。

まず、1点目の議案第3号の住宅手当支給に関してであります。本人の扶養親族が名義人であるようなものは出していない、当然のことだと思っておりますが、扶養にはしてはいな

くても、親だったりするようなケースもあり得ると思うんですが、そのような場合にはそこから借りている、家賃も払っているということが証明されれば、住宅手当を払うということになっていると理解してよろしいのかどうか。その確認だけ、1点お願いします。

続いて、議案第4号の予算に関してでございます。加入金の減少の見込みの22年度分については相当具体的な想定ができるということで、その数字をURの開発の先送りの部分などご説明をいただいていたのであります。大変だなという実感でございます。

それはよろしいといたしまして、2点目の鉛管に関してであります。しばらくはできないので、結果としては大幅な計画、今までは平成30年度には何とか毎年1,000件程度ずつは処理をしてなくしていこうということを具体的に言っていた。それは市民にも結果的には伝わっていることだと理解しておりますが、これが延びていくというのは安全面なども含めて結構具体的な問題であるわけで、現状でそれがどのくらい延びるように考えているのか、そこまでは考えようもないのか、経済状況及び財政状況が好転しない限りは計画も立たないということであるのかどうかについて確認したいと思います。

それから、退職金制度についてご説明をいただきました。基本的には総合組合のほうが払っていく。しかし、実際に退職者が発生したときには特定割増金を企業団が組合に払わねばならないので、その部分を、それが退職引当金であって、その積み立てを一括計上したというご説明なんですが、実際には、では組合がどこまで退職金を保証しているのか。一般的に通常の自己都合の部分、それから、定年退職なんかでの割り増しの分とか勸奨退職とかと割り増し分のことだと思うんですが、ちょっとそのあたりについて、先ほどの説明では言葉足らずかとも思いますので、正確な説明、もしよければつけ加えてください。

最後に、配水管布設工事関係のことでございます。

相当具体的に、平成27年度までということは、議案の参考資料として配付されております茨城県南水道企業団経営健全化計画、平成22年2月、これは策定済みということだと思いますが、ここの資本的収支の部分のところで、実際そのうちの資本的支出の1、建設改良費に関して、当議案にかかわっております予算上では6億8,945万2,000円の平成22年度を皮切りに、23年度、6億6,000万円、24年度、6億6,000万円と続いて、平成27年度も6億8,000万円、すなわち6億円、7億円を超えない程度の数字が入っています。それらを受けたことだと思うんですが、平成27年度まで実際上いろいろなことができない。ここで頑張っただけではやらなければならないような更新などもあきらめて、結果としてそこで残したもので若柴配水場のつくりかえ、その他の部分をやらざるを得ないというのが既に答弁で先ほど言われましたが、このあたり、もっときっちりとした計画があるのであれば、長期事業計画などの見直しやなんかのご説明があつてしかるべきかと思うんですが、どこまでの計画をちゃんとつくってあつて、この22年度の予算案、ないしは先ほどのご答弁、説明になっているのか、明らかにしていただきたいと思っております。

以上です。

○中根利兵衛 議長

答弁を求めます。宮本栄三総務課長。

<宮本栄三総務課長 登壇>

○宮本栄三 総務課長

お答えします。最初に、住居手当のことでございますが、例えば職員本人の親が所有するアパートなりを借りていた場合には、その親を扶養してなければ住居手当は支給されません。これは構成3市の住居手当に準じて規則が決まっております。

それと退職金についての仕組みについてでございますけれども、退職に係る負担金には給料額より算出され、法定福利費から毎月支出している一般負担金と職員の退職時に発生する特別負担金とがあります。退職手当引当金にはこの特別負担金分を算出して繰り入れております。特別負担金は、勸奨、それから、定年等の実際の退職事由によって算出した退職手当と自己都合とみなして算出した退職手当の差額になります。退職事由により退職手当の額も変わってくるわけですが、茨城県南水道企業団職員の勸奨退職に関する特別措置要綱の規定により、それに該当し得る職員については勸奨で、それ以外の職員については定年もしくは自己都合により算出しております。

以上です。

○中根利兵衛 議長

海老原敏夫管理課長。

<海老原敏夫管理課長 登壇>

○海老原敏夫 管理課長

披田議員の質問にお答えします。

現在、鉛管の取替え工事費を縮減して、1,000件を予定して、平成30年には終了する予定ということで計画はしておりますが、今後財政が思わしくないため、3,000万円程度くらいの予算が取れたと仮定しまして大体150件くらい年間できるかなと思われまます。そのために5年から10年以上は延びるのかなという感じはいたしますが、財政が回復次第、数量をふやして取替えたいと思っております。

ちょっと取りとめない答えになってしまいましたが、以上であります。

○中根利兵衛 議長

小暮一郎工務課長。

<小暮一郎工務課長 登壇>

○小暮一郎 工務課長

今後の計画についてでございますが、経営健全化計画に基づきまして施設更新計画も修正するような考えでおります。

以上です。

○中根利兵衛 議長

答弁が終わりました。7番、披田信一郎議員。

<7番、披田信一郎議員 登壇>

○7番（披田信一郎 議員）

1点だけ確認というか、お伺いいたします。

一番最後に工務課長のほうからご説明のありました、経営健全化計画を既に出している、これにあわせて長期事業計画というか、事業計画のほうを見直すというご答弁だったと思うんですが、額面どおりそうとっていくか。基本的にはやはり長期であるかどうかはともかくとしても、事業計画そのものの見直しをはっきり立てて、そしてそれと整合性をつけてこの経営健全化計画というのも同時並行でなされないとまずいんじゃないか。ともかく金がないんだからということと言われると一般的に何か分かっちゃうような気もするんですけども、実際今後どういうふうにしていくのかということが、これが急遽、例えばこの一月、企業長もお代わりになって作らざるを得ない状況になったから、22年度予算を出すためにもこれはこれで出さざるを得なかったけれども、今鋭意、それに合わせたというか、同時の説明ができる事業計画の変更をしていて、しかるべく後に議会にも説明することであるならば了解というか、分かりやすいんですが、実際どうなのか。今まで一般質問でもまたあれですが、平成18年度につくって、5年の見直しなので、23年度にやりますということで、22年度については事業計画の見直しにかかわる費用などの支出なども全くないので、別にこれはコンサルに出す必要はないかもしれませんが、どのように計画そのものをしっかりと組み立て直してこれに合わせるのかについてのご説明が不十分だと思いますので、ご説明を加えていただくようお願いいたします。

以上です。

○中根利兵衛 議長

池辺勝幸企業長。

<池辺勝幸企業長 登壇>

○池辺勝幸 企業長

披田議員のご質問にお答えしますが、企業長になる前から、経営検討委員会等を設置して、この県南水道企業団の経営実態というものの把握に努めてまいりましたが、非常に危機的状況にございます。どういう危機的状況かということ、通常の運転資金が本来であれば、今までの事業運営の前提とすれば、通常12億円前後の運転資金があれば余裕のある事業運営ができる。それが今年度はもう7億円までに低下する。そういう状況で、資金繰り自体が非常に危機的状況にあるということでございます。

そういう中であって、財務実態というのはどうなっているのかということいろいろ調べてまいりますと、皆さんもご存じのように給水原価を下回った売価で売っている状況でございます。通常赤字販売をやっているわけですね。こういう状態の中でより借金をふやしたりということではできません。ですから、特に今回、退職給与引当金を計上いたしま

したけれども、これは本来、修繕積立金等も計上しなければなりません。なぜか、今現在ご議論がありますように石綿管やら鉛管の布設替しなくてはならないものがあります。では今現在、収益の中で幾らできるんだ。もう22年度の予算案を見ればご存じのように、何千万円も足りないという状況でございまして、収支が赤字のまま布設替をやろうというのは借金をふやさなければできません。そうすると収支を改善しない中で借金をふやせば返せなくなってきました。県南水道企業団の経営の基本は運転資金だけでは借り入れできないというふうに説明を受けております。あくまで工事等を行った場合の一部としての借り入れはできるけれども、純粋な運転資金だけとしての借り入れはできない。それをやろうとする場合には再建計画をつくって茨城県の承認を得なければならない、そういうように地方公営企業法に決まっているというふうな説明を受けてございます。

そういうことからすれば、工事そのものについて、借り入れを増やししながら必要なものはやるのか。その場合においても、本来、事業会計における予算決算というのは、その事業実態の現状を包み隠さずあらわすのが決算書でございまして。その決算書が赤字か黒字かというのは、事業経営をしている経営者の思惑で計上したりしなかったり、財政状態がよかったり悪かったりというようにいじめることは基本的には法律違反なんです。それを地方公営企業法というのは全部あいまいにしております。税金を払わなくて済むということで非常にあいまいにしております。

ですから、本来、石綿管とか鉛管の布設替をする場合には、もう県南水道は40年になるうとしてございまして、減価償却期間38年といっても、では38年の償却期間に近づいているものがどれだけあるんだ。その中において石綿管はどれだけあるんだ。鉛管がどれだけあるんだ。緊急に布設替しなくてはならない状況にあるものはどれだけあるんだ。まだ掌握していません。

そういう実態を踏まえた中で、今後当初予算のとおりでこのまま1年間いくとはちょっと限りません。そういう実態を掌握しながら、あとは損益の収支の改善を今後どこまで図れるか、そういうことを踏まえながら、鉛管等の布設替についてどの程度の借り入れをふやしてやれるのか、そういうことの計画を今後詰めなくてはならないという実態でございまして、すべての再建計画と修繕計画、中長期のを出せなんて言ったって、そんなのはありません。できっこありません、実態をつかまえてないんですから。そういうものを今後よく実態を踏まえた中でそれぞれの事業計画をつくらざるを得ないというのが今のこの県南水道事業団の実態でございまして。

ですから、机上の空論を幾らやってもしようがありませんので、まず、当初予算は当初予算として出しながら、今後より実態を踏まえた中で、補正等で、または議員の皆様と実態がよく見えてくれば、それは議員の皆様にご説明しながら、どういう形で対応すべきか、それを議会の皆さんとの相談を通じて、今後補正予算等に反映されるようにしていきたいというふうに思っておりますので、その辺の実態を踏まえたご理解とご協力をよろしくお

お願いしたいと思います。

○中根利兵衛 議長

答弁が終わりました。これで披田信一郎議員の質疑を終わります。

これで議案第3号及び議案第4号の質疑が全部終わりました。

◇討論

○中根利兵衛 議長

これから討論を行います。

まず、反対の方の発言を許します。8番、伊藤悦子議員。

< 8番、伊藤悦子議員 登壇 >

○8番（伊藤悦子 議員）

討論を行います。

議案第3号 茨城県南水道企業団企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について、反対の討論を行います。

この条例改正は、平成21年の人事院勧告に基づいて行われるものです。昨年の人事院勧告は月給を0.22%、期末勤勉手当を0.35カ月の引き下げを行い、さらに自宅取得後5年間支給する住宅手当も廃止にします。これは過去最大の引き下げ規模となり、公務員関係の労働者の生活を脅かすとともに、地域、地場、民間企業のさらなる賃金低下を招いて、内需拡大による景気回復と逆行するものと考えます。

以上の理由により、人事院勧告に基づく住宅手当の廃止に反対の討論といたします。

○中根利兵衛 議長

次に、賛成の方の発言を許します。

< 「3号だけですか」と呼ぶ者あり >

○中根利兵衛 議長

4号も一緒。

< 「4号に賛成」と呼ぶ者あり >

○中根利兵衛 議長

7番、披田信一郎議員。

< 7番、披田信一郎議員 登壇 >

○7番（披田信一郎 議員）

議案第4号 平成22年度水道企業団事業会計に賛成の立場で討論を行います。

私は、是々非々でさまざまなことに対してはきてまいりましたけれども、多く、今まで当企業団の予算についても大方反対をさせていただいていたかと思えます。今、趣旨がえということでもございませぬが、先ほどの私からの質疑に対して、企業長が最後に立っていただいて、現状の危機的な状況だということの認識、そしてまたとりあえずのこれから

の組み立て方、おまえが言うように事業計画の見直しなどもすべてをきれいに出してからではというのはちょっと無理なんだ。だけれども、やっていくからというような趣旨、ご答弁をいただきました。

基本的にそれを今まずは信頼というか、それを受けとめながら、実際にある種、粉飾黒字決算ないしは予算というような状況がこの間あったことは事実であって、例えば水道料などについて、値下げも含めた全体的な体系の見直しが必要であることについて今後も考えていっていただきたいと思っておりますけれども、実際にはある種の値上げを含めて、企業団そのものの継続的な経営のことを立て直さなければならない。余りにもさまざまな問題が右肩上がりにふえていく前提の中で、財務会計の仕組みや物の考え方を先送りにしてきたツケがようやくというか、目に見える形で出されてきていて、そこでの企業長が交代という場面にもなった中で平成22年度予算案の上程だというふうに理解をいたします。

そういう意味で、まず賛成させていただきながら、しかし、先ほども言ったように安全の面であるとか、さまざまな施設の更新など、現状のこのままでいいかということについては可能なことを考えていくということもおっしゃっていただいておりますので、それをも期待しつつ、あわせて同時に、やはり長期的な事業計画の見直し、修繕更新計画の具体的な数字、そのためには実情がまだ把握されていないと素直におっしゃられました。けれども、それはある意味では公式なこういう場では、そもそもでは何だということになるわけですが、まずはそれをやっていただき、そして私どもも含めた議会を通して、利用者市民に対してもあからさまに問題を提起しながら考えていくということも早速にもやっていただく。これは1年後、2年後、3年後の話だということでは当然ないと企業長、ご理解していただけると思っていますので、そのような部分を含めて、まず賛成をさせていただき、しっかりとした事業が進んでいくことをお願いいたして、私からの討論といたします。

以上です。

○中根利兵衛 議長

次に、反対の方の発言を許します。10番、野口利枝子議員。

<10番、野口利枝子議員 登壇>

○10番（野口利枝子 議員）

野口でございます。

議案第4号 平成22年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について、反対討論を行います。

失業率はさらに悪化、とりわけ高校生を初め若者たちの就職難は本当に深刻となっております。身近なところで、先ほども言いましたが、アパートに住んでいた年配のご夫婦が夜逃げをしたという話が聞かれました。命の水である水道がとめられていなかったんだろうかと大変心配になりました。格差が広がり、庶民の暮らしは本当に大変です。下水道料金との一元化で一度に払う額も大変大きくなり、水道料金の値下げの要求はこれまで以上に

高まっています。

こうした観点から予算を見ますと、今、企業長は経営は危機的状況にあり、実態を調査してからという発言がありました。この間、副企業長としてどこを見てきたのかとちょっと疑問に思っております。また、契約水量の是正を県に申し入れたという報告がありましたが、これについては一歩前進と評価をし、引き続き近隣市町村長らと連携を図り、契約水量の是正を強く県に求めていただき、そして実現することを要望したいと思います。県西広域水道では実現をさせてきております。しかし、いまだ契約水量の是正がされていないのに、退職手当負担金を初めて一括計上し、赤字であるという印象を住民にアピールするやり方は認められるものではありません。しかも経過措置が設けられているにもかかわらず、一括計上したということはどうでしょうか。

また、住民の健康、安全を保証するために鉛管、石綿管の布設替が早急に求められている、こうしたときに国庫補助金を使った石綿管布設工事は計上されておりますけれども、鉛給水管布設替工事費は道路の舗装費のみという報告がありました。そしてこれまでの計画よりも5年から10年もおくれるという、そうした報告では安全性の先延ばしということでこれは許されることではありません。公営企業である水道企業団の役割を無視し、民間企業経営感覚でしか見ないこの手法は大いに問題だというふうに考えます。営利を生み出すことのみ追求することのないように、あくまでも住民の福祉向上、サービスをという観点に立ち返って、水道料金の引き下げに全力で取り組み、そして事業経営に取り組んでいただくことを求め、反対討論といたします。

○中根利兵衛 議長

そのほかありませんか。

<発言する者なし>

○中根利兵衛 議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◇採決

○中根利兵衛 議長

これから議案第3号及び議案第4号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第3号 茨城県南水道企業団企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○中根利兵衛 議長

起立多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決しました。

議案第4号 平成22年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

＜賛成者起立＞

○中根利兵衛 議長

起立多数です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

◇日程第7 一般質問

○中根利兵衛 議長

日程第7、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。2番、宮原節子議員。

＜2番、宮原節子議員 登壇＞

○2番（宮原節子 議員）

それでは、一般質問をさせていただきます。

初めに、県との契約水量と給水原価の見直しの早期解決についてでございます。

これまで水道料金値下げについての請願が出されたり、値下げ検討委員会でも多くの議論が展開されてきた結果、経営改善がなければ値下げはできない、特に県との契約水量の是正、そして給水原価と供給単価の逆転現象の改善は経営上必須であることはだれもが知るところであります。

平成24年、利根町との統合により契約水量については少々緩和が望めるわけですが、まだまだ県との契約と実態との乖離は大きく、ここで改めて契約水量と給水原価の見直しについて、新企業長のご所見をお伺いしたいと存じます。

2点目に、22年度における建設工事費、委託業務等の合理化に向けた事務事業の見直しについてであります。これにつきましては、今までの厳しい実態、説明、そしてその中の今後の組み立て、取り組みが説明されましたので、その実態はわかりましたから、ここでは特に委託業務の課題について、ご見解がありましたらお伺いしたいと思います。

3点目に、工事前払い金についてであります。

県南水道事業としてこのままでは今後ますます大きな右肩下がりの加入金、18年度は7億円ありましたが、22年度は2.9億円まで落ちています。そして第3条に定める事業収益も2.5%の予算減という収入減少の傾向と、反面、収益の伴わない布設更新事業がふえていく中で、工事前払い金40%については大変厳しいものがあるかと存じます。22年度は2億円の予算計上ですが、この40%積算の背景、22年度前払い金に対する執行部のご見解をお伺いいたします。

次に、職員派遣制度の導入についてでございますが、この2年間にわたり、取手、龍ヶ崎、牛久の3市の代表の方が派遣され、事業経営改善へ鋭意取り組まれてきたことは承知しているところでありますが、その役割と効果、そして今後についてご所見をお伺いいたします。

最後でございますが、平成22年度水道週間における行動計画についてお伺いいたします。

今、県南水道事業を取り巻く厳しい環境改善に向け、県南水道企業力を高めるにはさらなる行財政改革に精力的に前進あるのみと認識するところではありますが、ことしの6月、水道週間における加入促進や普及率を高めるための具体的目標と行動計画をお聞かせいただければと存じます。

以上で一般質問を終わります。

○中根利兵衛 議長

答弁を求めます。池辺勝幸企業長。

＜池辺勝幸企業長 登壇＞

○池辺勝幸 企業長

宮原議員のご質問にお答えします。

県との契約水量の見直しについてお答えします。

この契約水量の見直しこそが、当企業団の給水原価を低く抑えるための大きな要因であることは間違いありません。近年の節水型器具の普及やデフレ不景気により、当企業団の営業用料金は伸び悩み、給水収益が減収となっており、当企業団の財政が非常に厳しいものとなってきております。このような状況から、県との契約水量の見直しについて早急に改善いたしたく要望してまいりたいと考えております。

あとは給水原価ですか、契約水量及び給水原価の引き下げの要望ですね。これをしてまいりたいと考えております。去る2月15日に企業長名と議長名で県企業局に要望書を提出したところでございます。

他の質問につきましては、事務局より説明させます。

○中根利兵衛 議長

野口 勇事務所長。

＜野口 勇事務所長 登壇＞

○野口 勇 事務所長

宮原議員の質問にお答えいたします。

初めに、委託料についてであります。平成22年度より長期継続契約、いわゆる複数年契約を実施する等、単年度契約より安価に契約ができるよう見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、工事前払い金40%への見解についてお答えいたします。

現在、当企業団では材料購入などの負担軽減を主な目的として、地方自治法施行令に基づき工事契約金額の40%を前払い金として支払いをいたしております。平成21年度から前払い金は地場産業育成を目的に地元産業に限定しております。大手業者、あるいは委託設計業者には前払いをいたしておりません。

今後につきましては、企業団の財政が大変厳しいものと予想されますので、運転資金が不足しないように十分検討した上で引き続き行ってまいりたいと考えております。

次に、派遣制度のあり方についてお答えいたします。

まず、役割といたしましては、企業団の経営改善及びコスト削減を図り、健全な経営を目指すため、また、利根町統合問題、上下水道料金徴収一元化がスムーズに移行できるように、平成20年度より3市から派遣されたものでございます。

また、効果については人事評価制度導入への指導、利根町水道事業統合への適切な助言、その他経営改善計画等に大きく貢献いたしております。今後において引き続き派遣制度を継続するかどうかは、現在検討中でございます。

次に、経営改善計画についてお答えいたします。

経営改善及びコスト削減に対する職員の意識改革を図るため、経営改善行動計画を次年度より実施してまいります。これは委託料の削減や業務の改善、収納率の向上や加入推進の強化等について、各課がみずから改善テーマを立て、年間を通して取り組むものであります。そして進捗状況報告会を実施しながら、年度末には実績報告を行い、達成度の検証、見直しをして次年度のテーマにつなげていく継続的改善行動計画でございます。現在、目標数値等の最終調整を行っております。これにより職員のコスト削減、業務の効率化の意識を高め、職員が一丸となって積極的に経営改善に取り組んでまいります。

最後に、水道週間における行動計画についてお答えいたします。

毎年6月の第1週目が水道週間となっております。水道週間中は、加入促進ということで、配水管が整備されていまして加入者の少ない地域に、各地区200件を目標として職員が戸別訪問して加入促進運動を行っているところでございます。また、ホームページ等におきまして加入促進のPRをあわせて実施しております。

以上であります。

○中根利兵衛 議長

答弁が終わりました。これで宮原節子議員の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。8番、伊藤悦子議員。

<8番、伊藤悦子議員 登壇>

○8番（伊藤悦子 議員）

通告に従いまして、一般質問を行います。

初めに、新企業長の経営姿勢についてお伺いいたします。

公営企業法では、経営の基本原則として、第3条で、地方公営企業は常に企業の経済性を発揮するとともにその本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営しなければならないとしています。市民は長年高い水道料金の引き下げを求めてまいりました。当企業団は加入金の一部引き下げや量水器の無料化などを進めてきました。このことについては評価をしているところです。

しかし、高い水道料金そのものへの引き下げは行われていません。鉛管や石綿管の取替えも終了していません。市民は引き続き高い水道料金の引き下げや安全な水の供給を願っ

ています。新企業長として公営企業の役割をどのように受けとめ、これから経営を進めていくのかお伺いいたします。

次に、契約水量の是正と浄水費の引き下げを求めることについてです。

高い水道料金の引き下げや経営安定化のためにもこの契約水量の是正を県に求めることが非常に大事なことです。あわせて県南広域水道が毎年黒字であることから、浄水1 t当たりの基本料金1,290円、使用料金45円についても引き下げを求めることです。

契約水量是正については、当企業団が今までに県に申し入れていたことは承知をしています。そしてまた2月15日、新企業長におかれましても県に対し、契約水量の是正を求めていることもわかりました。引き続きこのことと浄水費の引き下げを求めることについての今後の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

3番目に、経営健全化計画と事業計画の見直しについてです。

赤字に対し、単年度で解消できないとして、平成22年度から平成27年度までの茨城県南水道企業団経営健全化計画を策定しています。当企業団の事業計画は18年度に策定をされ、平成23年度までの計画です。収入が減少し、厳しい経営状況の中で計画における財政状況や施設整備事業を実態に合わせた見直し作業をしなければならない。見直しは5年をめぐると昨年10月の議会でご答弁をしています。今回の経営健全化計画と事業計画の見直しとの関連、また、実態をきちんと把握してからそれを行いたいという披田議員のご答弁でもありました。その実態の把握についてどのような機関を設けているのか、お伺いいたします。

2つ目に、平成24年度は利根町の水道事業と結合がされます。経営健全化計画には反映されていませんが、この理由についてお伺いいたします。

3つ目に、経営健全化計画において、人件費削減は平成22年度から平成27年度を比較いたしますと約1億3,000万円の削減です。現在の職員数と今後の職員数はどのようになるのか、お伺いをいたします。

最後に、鉛管取替えについてです。

当企業団の鉛管残存数は、平成21年3月末現在で龍ヶ崎市が1,476件、牛久市が3,201件、取手市5,900件あります。昨年10月の議会では鉛管布設替工事を縮小しているとお話もありました。安全な水の供給には鉛管を取替える以外にはないわけですが、今年度の鉛管取替えの予定は本当に少ない、そういうことも明らかになりました。この取替えの基本姿勢をお伺いしたいと思います。

1回目の質問とさせていただきます。

○中根利兵衛 議長

答弁を求めます。池辺勝幸企業長。

<池辺勝幸企業長 登壇>

○池辺勝幸 企業長

伊藤議員のご質問にお答えします。

まず、公営企業としての役割についてどのように認識しているかということでございますが、地方公営企業の本来の目的である公共の福祉の増進を図るための公営企業としての役割については、企業団を取り巻く環境の変化に適切に対応し、たえず水道事業全般にわたり見直しをしていくことが不可欠であると考えております。

また、茨城県南水道企業団の経営につきましては、基本方針であります安全・安心な水の安定した供給を持続するため、経営管理の高度化、業務処理の効率化、及びサービス水準の向上に努め、安定した事業経営、経営の健全化、財政基盤の安定化を図り、責任のある経営を進めてまいりたいと考えております。

契約水量等の是正、また、浄水費の引き下げ等については先ほど質疑において答弁したとおりでございます。

あと誤解されると困るんですが、これは牛久市においてもしかりですけれども、私は民間の考えを導入してなんていうことは一言も言っていません。ちゃんとした地方自治体の規則にのっとった原則に立ち返ろうとしているだけでございまして、私も県南水道企業団の企業長に就任するに当たり、これは地方公営企業法の本来の運用に立ち戻るということだけでございまして、何か民間、民間と言っていますけれども、別に民間でも何でもありません。公務員だけが特別待遇の階級でもございませぬ。その点だけはよろしくご理解のほどお願いいたします。

○中根利兵衛 議長

野口 勇事務所長。

<野口 勇事務所長 登壇>

○野口 勇 事務所長

伊藤議員の質問の中の経営健全化計画と事業計画の見直しについてお答えいたします。

経営健全化計画の目的としましては、平成22年度予算において退職手当負担金2億6,317万2,000円を計上し、決算時にはその予算残額2億5,841万4,000円を退職手当引当金とすることにより、収益的収支の当年度純損失2億3,397万4,000円が生じるものです。その欠損金を早期に解消するために作成したのが経営健全化計画であります。

また、水道事業の見直しにつきましては、建設改良工事の投資規模の縮小、人件費の抑制、維持管理費の節減を初めとするコストの削減などを勘案して作成してあります。

次に、営業収益を伸ばす手だてといたしましては、大口需要者の新規開拓、また、配水管が整備されているにもかかわらず、未加入者への加入促進運動を通じて収益を上げていきたいと考えております。

次に、人件費削減につきましては、現在数は65名であり、平成22年度は64名、23年度から24年度は62名、25年度は60名、26年度は56名、27年度は49名となります。健全化計画でもお示ししておりますが、さらなる人件費の抑制を当分の間図ってまいりたいと考えてお

ります。

それと先ほど利根町が計画に入っているのかということでありますけれども、計画書には利根町の方は入ってなく、単独のものであります。

最後に、鉛管取替えについてお答えいたします。

年間1,000件を目標に早急に取替えを実施する計画でありましたが、平成22年度においては3条予算の修繕費の縮減により、漏水維持工事、配水管布設替工事による取替えで約200件程度となる見込みであります。今後は財政状況を見きわめながら計画的に進めていきたいと考えております。

以上であります。

○中根利兵衛 議長

答弁が終わりました。8番、伊藤悦子議員。

<8番、伊藤悦子議員 登壇>

○8番（伊藤悦子 議員）

2回目の質問を行います。

県に対して、浄水費の引き下げの問題、また、契約水量の是正の問題などを今後も行っていくというご答弁でしたが、この県に対する問題ですけれども、各市町村の方々が要望書を出しまして水道料金の値下げが実現したわけなんですね。もちろんここ企業団独自で行うのもすごく大切なことなんですけれども、このことをやはり近隣の市町村とか構成市も含めて統一した、そういったことも非常に大事ではないかと思うので、その辺のことの取り組みについてどのようにお考えなのか、改めてお伺いしたいと思います。

それと経営健全化計画と事業計画の見直しなんですけど、今、非常に厳しい財政状況だというお話がありました。それに向けては実態を調査しなくてはならない、こういうお話もあったわけなんですけれども、その実態調査についてはやはり短期間と申しますが、早く行うことが大事だと思いますので、改めてどのくらいのことをめどにおいて考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

次に、人件費削減の問題です。ことしが64人、平成27年が49人になるわけです。この間の退職者と採用との関係はこれでははっきりしないんですけれども、これでいきますと採用はしないとなるんでしょうか。若い人が入らないということは、業務を引き継ぐというような体制がなかなかとられないのではないかと私は考えますけれども、将来、住民サービスに支障が出るというふうにも考えてしまいます。改めて人員計画についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○中根利兵衛 議長

ここで、会議の都合上、本日の会議をあらかじめ延長いたします。

答弁を求めます。池辺勝幸企業長。

<池辺勝幸企業長 登壇>

○池辺勝幸 企業長

伊藤議員の2回目の質問にお答えします。

県に対する契約水量やら、購入する水の単価の値下げ等の運動はどういう形でやるのか。これはまず基本から言っていきますと、茨城県南水道の水道料金は茨城県では一番安いんです、大体ほぼ、皆さんが高い、高いと言っているのは東京だとかほかの県と比べて言っているんです。それをまず基本的に認識してください。ですから、茨城都民がこの県南にいるので、ほかの東京とか千葉、埼玉から来た人はこの県南水道の料金を高いと言っておりますけれども、茨城県だけ見れば県南水道の料金は平均より低いんです、安いほうなんです。まずそういう認識の中で考えていただかなくてはなりません。

それで、今後県南水道の供給区域は、ご当地の龍ヶ崎市、取手市、そして牛久市ということになってございますので、市民運動の大好きな皆さんでございますから、ぜひとも住民の皆さんの大勢の方の署名をとったり、やはり政治力でやるのが一番県も受け入れざるを得ない状況になってくると思いますので、そういう動きも必要だろう。ましてや県の監査では、監査された方から県南水道の水道料金は上げなくてもよかったのではないかというようなご意見等も新聞等で見ておりますので、そういう点も踏まえて、渡辺企業局長のほうにはいろいろ申し入れをしていきたいと思っております。そういう意味で、市民の力で県南水道の給水原価を下げようということで、ぜひとも共産党の議員の皆さんが先頭に立って、3市の市民の方の署名を全員とるくらいの勢いでやっていただきたい、そう思っております。

それから、次に、県南水道の経営実態を掌握しなければならないと言っていますけれども、大体掌握しています。ただ、具体的な細かい、例えば石綿管、鉛管の布設替の工事箇所やら、それが実際工事金額としてどのくらい必要なのか、まだ聞いておりません。そういう意味で、先ほど披田議員にお話ししましたけれども、本当に安全・安心な水を供給する上で早急に布設替しなければならない箇所があるならば、それは借金をしてでも、ふやしてでもやるということはこれは原則だろうと思っておりますので、そういう対応を今後具体的に詰めながらやっていく。そういう意味で当初予算で計上した布設替の費用等でもし落ち着かなければ、改めて補正予算等で皆さんにご相談をしなければならぬのではないかという意味の答弁でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、人員計画でございますけれども、多過ぎます、結論から言います。これは他の水道事業の実態としても多いです、はっきり言って。各3市から3人来ておりまして、牛久の派遣した職員からも内容等聞いておりますが、申しわけありませんけれども、今の県南水道の職員の働き方では牛久市役所では失格で務まりません。非常にそういう印象、はっきり報告を受けております。仕事がゆっくりして、仕事量が少な過ぎます。そういう意味で業務改善の余地があるということははっきり申し上げておきます。

それと同時に、量水器の値下げとか、それから、加入負担金の値下げ、これを逆に、加入負担金については値下げの部分もありますけれども、基本的に契約形態を変えたわけです。口径による契約金額に変えたんですね。口径ですね、これでもって初めてほかの水道事業団と同じ立場になったんです。ただ、一般消費者の方の加入負担金が、筑南だとか、この辺と比べると8万円だとか9万円だとかと言っていますけれども、25万円も取っている。人からぶったくりをやって、それで工事費も全部負担させる。とんでもない工事でございます。だから、先ほどの加入増進の件もありましたけれども、加入負担金だけが問題ではないんです。水道を使うための、導入するまでの工事費の負担が半端ではない。そういう問題もあるので、いかに売上げを伸ばすかといった場合でも、加入負担金だけで身銭を切るだけはいけません、加入する方との工事費等の調整等を大口等についてはいろいろしていくことによって、初期経費が抑えられるというようなことを踏まえて、供給水量をふやすとかいろいろ考えるほかないだろうと思っております。

それと同時に、議員の皆さんに報告しているかどうかわかりませんが、この県南水道企業団の人件費でございますけれども、啞然としましたけれども、基本給の6%という特別手当、これを払っていたんです。基本料金の6%、理由は水道事業に携わっているからと。水道事業団に就職して、水道事業に携わっているからという特別手当が基本給の6%払っていた。これをやめさせたわけです、串田さんの時代に、半年もおくれましたけれども。

それとあとはコンピューターの維持管理費が年間で約1億円かかった。これをITコーディネーター等を入れて5,000万円に下げた、そういうものを原資として加入負担金の制度を見直し、実質的な値下げをし、そして本来事業主負担である量水器、メーター代の負担ですね、それをゼロにしたという経緯があるわけございまして、今の県南水道企業団の経営実態、それから、業務内容及び人員の配置、そういうものについてはまだまだ半端ではなく業務改善の余地があるというふうにご認識をしていただきたいと思っております。そういうものを通して赤字販売を早く直したいというふうにご考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○中根利兵衛 議長

答弁が終わりました。これで伊藤悦子議員の質問を終わります。

ここで一般質問の途中ですが、暫時休憩いたします。再開は5時5分といたします。

休 憩 午後 4時55分

再 開 午後 5時5分

○中根利兵衛 議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告の順番に発言を許します。10番、野口利枝子議員。

<10番、野口利枝子議員 登壇>

○10番（野口利枝子 議員）

野口でございます。一般質問をさせていただきます。

まず、1点目については、宮原節子議員のほうからも同様の質疑がありまして答弁をいただいておりますので、1点だけ、質疑のほうで日本水道協会アドバイザー事業について、私お聞きをいたしました。この事業が、後から知ったのか。そういう事業があるけれども、それがわかっているけれども、この3市からの派遣事業に取り組んだのか。もし知っていたら、私が中身を聞いた状況の中では、水道協会のアドバイザー事業について先にやってから、それから足りないところを地域の派遣事業というか、3市の職員の方の力を借りるといふ、そういう方法でもよかったのではないかというふうに思ったのですが、その点についてご答弁をお願いいたします。

そして今、企業長からいろいろなご答弁がありました。人員計画も多過ぎるという中身とか、いろいろなお話があったわけですが、今マスコミをにぎわせているのがトヨタのリコール問題ですね。トヨタも、本当に効率優先、経費削減、人件費削減ということで、それをずっと追求してきたその結果が、安全面で今みたいな状況が大変出てきているというふうに私は考えているわけです。時間や手間のかかる安全面を二の次にしてきた結果だという、そうした指摘もされているわけですね。入札の透明性を図ったり、競争性を図るとか、過大過ぎる施設を縮小するとか、そういう無駄をなくすというのは当然のことですけれども、とにかく人を減らして、人件費を減らせばお金が浮くのだ、職員数を大幅に減らせばいいんだというふうな方向でいって事業に支障を来すことがあっては絶対にならないわけです。

市民の方から、「人間が生きていく上で水は本当に必要で、空気と同じくらい必要なものだ。そうしたときに余りにも水道料金が高過ぎる」というふうに憤慨された方がいらっしゃいました。先ほどもあくまでも公営としての企業であることを事業運営の基本に置くとはおっしゃっていましたが、その点について1回だけご答弁をお願いいたします。

2点目については、八ツ場ダム・霞ヶ浦導水事業等水源開発について、新企業長の考えを伺います。

これまで水道議会でも何度か八ツ場ダムや霞ヶ浦導水事業の無駄な点については繰り返し言ってきましたので、余りやりませんが、企業長、多分聞いていただいているというふうに思いますので。

まず、国が八ツ場ダム建設中止を打ち出しているわけですが、残念ながら茨城県は新年度予算に八ツ場ダムの負担金、治水で4億6,700万円、利水で5億8,000万円、合わせて何と10億4,700万円を計上しております。近畿地方の4府県知事は淀川水系の大戸川ダムの建設に反対する方針を出し、その理由は利水目的は失われた、治水効果も低いということ

をしっかりと上げております。八ツ場ダムも全く同様であるのに、関東の知事たちは推進の立場に立ち、税金をまさに水に流すかのように負担をしております。利水分は水道料金に転嫁され、当然住民の負担になっていますし、八ツ場ダムが中止をされ、これまでの負担金の返還をしっかりと求めていくべきだと考えますが、企業長のお考えはどうか、伺います。

負担金が戻ってくれば、県水道企業会計がもちろん潤うわけですから、県南企業団としても県水の料金値下げをもっともっと強く求めることができるわけです。2月15日に企業団として、そして議会としても、契約水量の是正と料金引き下げの要望書を提出したとご報告があったわけですが、住民が望んでいる水道料金の値下げを大幅に実現することができるわけです。

霞ヶ浦導水事業についても、治水についても、利水についても効果がゼロ、それどころか生態系を破壊することも指摘をされておりますし、アユ漁業に大きな打撃を与えると裁判が起きているわけです。先日、那珂川の取水口となる場所を現地視察してまいりました。霞ヶ浦導水事業の新年度予算は管理費のみ計上されておりますけれども、事業費は計上されておられません。まさにこれ以上の無駄遣いはやめるという、そうした立場で企業長も頑張っていたきたいというふうに思いますが、企業長のお考えをお聞かせください。

1回目の質問を終わりといたします。

○中根利兵衛 議長

答弁を求めます。池辺勝幸企業長。

<池辺勝幸企業長 登壇>

○池辺勝幸 企業長

野口議員のご質問にお答えします。

まず、3市からの派遣職員についてということですが、この3人の方々は有能で、派遣されている期間に、県南水道企業団としての経営の健全化、効率化の方向性といえますか、まず実態ですね。実態を把握し、そして職員の方々に意識改革を促した。また、利根町統合についての供給地域の拡大、そういう問題について、また、3市の上下水道料金の徴収の一元化に対するスムーズな移行等非常に貢献されたというふうに理解しております。そして県南水道企業団自体の実態を掌握する意味で、県南水道企業団のそれぞれの職員のレベルにおいても徐々に徐々に実態の数字が表に出せるようになってきて、そしてようやくこの半年とかという時期に大体本当の数字が出るようになってきたというところが実感でございます。

そういう意味でこの3市からの派遣事業というのは非常に有効であった。ただ、今後、この派遣している3人の職員をでは来年度以降も継続するのかということについては、それぞれの管理者とも相談しておりますが、今年度いっぱい大体それは終わりにしようかというような話になってきております。

それから、あと八ツ場ダム事業、また霞ヶ浦導水事業等についての所見ということでご

ございますが、八ツ場ダム建設工事は国の建設中止の方針に対し、1都5県は平成22年度当初予算として国直轄事業負担金及び関連費用を盛り込んだということでございます。国の方針と各県の方針に大きな隔たりがあります。非常に予測が困難な状況が続いているということ、また、八ツ場ダムの地域の住民の皆さんとの話し合いも進んでない、そういう状況でございます。また、霞ヶ浦導水事業については、関東地域の水ネットワークの一部を構築している。また、霞ヶ浦水質浄化、利根川、那珂川の水量確保による正常な機能の維持、新都市用水の確保等を目的としているということでございます。

いばらき水のマスタープランでもうたわれておりますように、水資源は県民の快適な暮らしや産業の発展にとって欠かすことのできないものであります。長期的な観点から、水資源の確保と安定的な供給を図ることが非常に重要であるというふうに認識しております。

当企業団においても、長期にわたって良好な、かつ安定的な水資源の確保と保全是非常に重要であると認識しておりますので、今後とも国・県の動向を見きわめながら、適正な水需給のバランスの確保、また、合理的な水利用の推進に沿って事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○中根利兵衛 議長

答弁が終わりました。

<「答弁漏れ」と呼ぶ者あり>

○中根利兵衛 議長

10番、野口利枝子議員。

<10番、野口利枝子議員 登壇>

○10番（野口利枝子 議員）

野口でございます。

1点目の答弁は先ほど宮原議員の答弁等で承知をしております。その後として、日本水道協会のアドバイザー一事業等の関連でどうでしょうかというご意見をちょっと伺ったんですが、ご答弁があれば、次のときをお願いいたします。

それから、八ツ場ダムですが、確かに県の打ち出しているのが、県も水のマスタープランを大きな下方修正をしているんですよね。下方修正をすれば、当然水が、先ほどから節水思想、節水器具、もう水は余っているということはどの議員の皆さんも承知のことですから、安定的な水の確保に必要なとか、これからの産業に欠かせないとかいろいろな言われておりますけれども、もう今現在水が余っていて、工業団地ができてそこに張りつく企業がなくて、そっちの工業用水も余っているわけですよ。今年度の県の予算を見ても、それを何とかするために工業用水の水の単価も引き下げているんですよね。そういう実態の中で、なぜ県南水道企業団はずっと要望しているけれども、変わっていかないかという、契約水量や水道料を県はなぜ下げないのかということ、その大もとには八ツ場ダムや霞ヶ浦

導水事業のような大型の水源開発があるから、そこへの負担金が必要だから、住民から集めた水道料金からまたそこにひねり出してそこに出す、この仕組みをここで絶たない限りは水道料金を下げろといっても出るところがないわけですよ。

八ツ場ダムにしても、霞ヶ浦導水事業にしても、県や国の考えたことで必要な事業だというのは向こうの言い分であって、それをずっと検証していくと本当に必要がないというふうにとどり着いている今現状にあるわけですね。それを合理的なお考えをお持ちの企業長であれば、真っ先にこんな無駄なものは要らないと答弁していただけるかなというふうに私は期待をしていたんですが、今、国の決めることだから、県の決めることだからというようなニュアンスのお言葉でした。できれば、企業長の判断能力をもって実態を知っていただいて、県は推進という立場だけれども、見たけれども、水道事業を運営する企業長の立場からすれば、やはりこれは無駄な事業だというふうな認識を持っていただきたいなと、無駄遣いをなくせと主張していただきたいなというふうに考えますが、再度企業長のお考えをお願いします。

○中根利兵衛 議長

池辺勝幸企業長。

<池辺勝幸企業長 登壇>

○池辺勝幸 企業長

野口議員の再度のご質問にお答えします。

3市からの職員の派遣が先か、アドバイザーが先かなんていうのは私からすれば愚問だと、愚問でございます。まず、自分たちの経営している管理者が責任だけ持たされて、実態がつかめない、そういうことについて、自分たちの目線で信用できる職員を派遣して実態をよく掌握しろということやするのが妥当ではないんですか。何もやらないで、ただほかに委託して、わけのわからないコンサルあたりから報告書で紙っぺらに書いたのを読んだってわかりません。やはり現場へ行って、自分たちの目線だとか、それぞれの管理者の信頼できる職員からの生の報告をよく聞いたりしながら、現場をよく掌握することが一番大事なことであって、そういうものを踏まえて、問題点がそれぞれ演繹されてくるならば、そういうものについての専門的なアドバイスを受けるとか、そういうことが次の段階に入っていくというのが現実的な対応だろうということで私は思っております、どちらが先か何かというのは、申しわけないですけども、机上の空論だというように見ております。一番先に、子供が何をやっているのだからわからないときならば、親は見に行くのが当たり前で、それを他人に見てこいとか、それで紙に書いて報告しろなんていうのは世間からすれば余り通らない話ではないかというふうに認識しているわけでございます。

それから、あと八ツ場ダムの問題については、私は八ツ場ダム、賛成、反対とかという以上に、世界的な状況を考えると、ちょっと小さい人間ですけども、でかいことを言わせてもらおうと、もうこの10年来、世界の軟水の湧水、水源ですね、それは世界的な原油の

確保と同じくらい、世界の大手の食品、またいろいろな業種の企業が軟水の水源を確保するために相当な活動をしております。日本においてもネスレを初め海外の外資に相当な軟水のいろいろな、1ℓのやつ、私らはきょう飲んでいますが、ミネラルウォーターとかという、ああいう水そのものの取水できる箇所は相当押さえられちゃっています。これは世界的にも言えます。そういうことで、水そのものが、原油と同じ、場合によったらそれ以上の希少な資源ということで、メジャーの会社にとってはとんでもない商売といえますか、資源の確保だということで10年以上前からやっているわけですよ。そういう中にあって、日本というのは数少ない軟水の供給国なんですね。

その上で、今異常気象等があります。バンクーバーで今やっています。だけれども、バンクーバー自体は雪不足なんですね。あれだけの場所だったところが、もう3年前、4年前に冬のオリンピックが決まったとき、果たして雪が確保できるのかという心配が地元であったわけでございます。まして、牛久でちょっと例にいきますと、姉妹都市になっているオーストラリアのオレンジ市、干ばつでこれはもう農家の方が猟銃自殺を何人もやっちゃっています。とんでもない状況です。そういうふう非常に今異常気象と言われる中で、必要ではないところにとんでもない水があふれて、必要なところに水がこなくなったということで、今とんでもない状況が起きています。

日本においても、着実に、いわゆる日本アルプス等を含めた山の冬での降雪量というのですか、積雪量が着実に落ちていきます。そういう中で果たして既存の水量が、日本の場合には狭い国ですから、どんどん高いところから低いところへいっぱい水がぱっと流れて海へ出ちゃいます。そういうものを山間部でダムをつくってためているわけですが、その大もとになるのが貯水林であり、また雪ですね。その堆積された雪が毎年極力減ってきている。皆さんご存じのように氷河だっただんどんなくなっちゃっているわけでございます、それでもって洪水が出るとかといって騒いでいるわけでございます、そういう環境の中で、2年とか3年とかというレベルとか、5年くらいのレベルで、水が余っているとか要らないとか果たして言えるのかという個人的な感覚を持っております。ですから、余りこういう水の確保等という、動物である人間が生きていくための重要な水資源を目先のいろいろな政治的な道具に使ってはだめではないかという感じもしているんですね。そういうところで個人的にも確信が持てないので、八ツ場ダムについては実際どうなんだかわからなくて困ったなというのが私の個人的立場での意見でございます。

霞ヶ浦導水の問題については、牛久に住んでいるアサザ基金の飯島さん等のいろいろな資料等も見えておりますけれども、それはそれで霞ヶ浦のいわゆる浄水化というんですか、水をきれいにしていくという、そして本来の淡水、また逆に宍道湖みたいなそういう淡水と海水との入りまじった漁業の回復、そういうものと農業の振興というものを抱き合わせする意味ではアサザ基金さんのようなご提案というののも妥当かなとは思っておりますが、新聞等で見ますと那珂川の取水口の陸上部の工事をやめたとかという記事も出ており

ますので、もうじきご心配のようなことはなくなってくるのではないかという感じもしておりますので、余り何回も質問する必要はないんじゃないかという感じもしております。

以上です。

○中根利兵衛 議長

答弁が終わりました。10番、野口利枝子議員。

<10番、野口利枝子議員 登壇>

○10番（野口利枝子 議員）

野口でございます。

愚問だというふうにしかられたわけですが、愚問ではなくて、私はただ疑問に思ったことですので、お答えいただきたい。だから、アドバイザー事業があったけれども、先か後ではなくて、あったけれども、知っていて、でもこちらが必要だということで派遣事業をしたのかどうか、そこら辺を聞きたかったわけですね。私はただ、今予算に初めてアドバイザー事業が出てきたから、あ、これがあったんだったら先にやってもよかったんじゃないかなというふうに疑問に思って、それは当然だと思うんですよ。中身として聞けば、答弁の中身は大体似たような中身だった。それであれば、当然そう思うのが当たり前だというふうに思うのですが、愚問と言われた企業長の頭とは、ちょっと私の考えとは違うということがここでわかるんだとは思いますが。

八ツ場ダムについて、いろいろ企業長のお考えをお聞きしました。政治的な道具に使うことはない、確かに政治的な道具に使うことではないですよ。私たちは本当に現場の状況も見て、八ツ場ダムができれば、それが水を入れた途端に要するに崩壊する危険性のある地質だということも指摘がされているわけですよ。そういうことも全体を見て、ただ、もう節水思想で水が余っているということも一つ。

それから、二、三年でそういう先がはかることはできない、余っている、足りないということは判断できないというふうに企業長はおっしゃいましたけれども、この計画が出されたのはもう五十数年前なわけですよ。その間でも水が足りなくて困った、断水までするというような水が足りないという状況もなかったし、そうした長年のデータも含めて専門家が指摘をしている。おまけに地質も大変危険な場所であるという、そういう指摘もされている、本当に総合的に見たときに、これほどダムをつくって崩壊させていたら逆に下のほうには大きな被害が起きてくる。ではそれまで費やした事業費はすべて無駄、いわゆるもう利息まで含めたらこのまま進めれば1兆円にいくだろうというふうな予測がされている無駄な大事業だというふうなことが指摘をされているので、本当に無駄なことは嫌いな企業長だから、そういう観点からすれば、私は中止が当然だというふうに考えていただけるかなというふうな思いをしております。ぜひとも八ツ場ダムについて、もう少し企業長もいろいろ資料を調べていただけたらというふうにお願いをします、これについては。

霞ヶ浦導水事業については心配することはないだろうというご答弁でしたので、もしご

意見がありましたら、最後にご答弁をお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○中根利兵衛 議長

池辺勝幸企業長。

<池辺勝幸企業長 登壇>

○池辺勝幸 企業長

野口議員がいみじくも申しましたけれども、やはり考え方が違うだけの問題でございますので、職員の派遣問題については。

<「効果を否定しているわけではないですよ、私は。効果があるというふうにおっしゃっているわけだから、それを聞いた上で、できればという」と呼ぶ者あり>

○池辺勝幸 企業長

そういう意味で、やはり自分の目で、現場主義でやるのが私は妥当だと思っているんですけども、その辺の考え方の違いがあるということで、それはご理解いただきたいと思っています。

それから、八ツ場ダムについては、今の県南水道の取水ですか、利水との絡みを見ても、それが全部入っているということもあるし、本当に冗談ではなく、降雪量の減少というんですか、これが今後5年、10年の間に温暖化がストップできるのか、逆にそれが積雪にどうやって影響するのか、今の状況を見ていると私とすれば非常に問題だと。ダムの事業そのものが利権化したり、いろいろ問題があるというのは十分認識しております。そういう指摘はごもっともだと思います。ただ、そのこととまた別に、ちゃんとした水資源を県南地区で安定したものを今後とも確保していくということについては非常に確信が持てない状況にありますので、そのダム事業の利権的な体質を変えるということと、それと水資源をちゃんと将来的にも安定的に確保するということは分けて考えるべきではないかというふうに私は個人的に思っているわけでございます。

<「八ツ場ダムを現場主義でお願いします」と呼ぶ者あり>

○池辺勝幸 企業長

あ、すみません、私も3回ばかり行って工事現場も全部見させていただきまして、そのほかにダム本体の建設場所も直接見させていただきました。そしていろいろ資料等もいただいたり、3回も行ってまいりました。地元の方々が移転したところだとか、まだいろいろそういうところも3回見ると幾らか頭に入ってきますので、そういう意味で地元の方の苦悩というものもわかるし、また、非常に大規模に鉄道やら電線やら移設することのとてもない大規模な事業をしておりますので、ましてやそのためにそれまでの地域社会としての集落が崩壊しちゃっている。そういうことも考えると、非常に住民の皆さんにはとてもない犠牲を強いてきているんだなということも十分わかってきております。国として事業を進めるときには責任を持って、そして国民の方の理解をよく得られて、そして経済

的な合理性というものもわきまえた上でタイミングを忘れずやるべきだろう。そういう意味で非常に悪い典型的な国の事業としてさらしものにされているのかなという感じもしております。

○中根利兵衛 議長

答弁が終わりました。これで野口利枝子議員の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。12番、貫井 徹議員。

< 12番、貫井 徹議員 登壇 >

○12番（貫井 徹 議員）

公明党の貫井 徹でございます。

水道議会にふさわしい、例年のように雨模様の定例議会、浅田真央選手も銀メダルということで、私も15分くらいで終わりますので、よろしくご答弁をお願い申し上げます。

まず、第1に、東京新聞報道の住民への説明責任、2点目に、新副企業長を歓迎する決意を伺う。最後に、守谷市の水道料金値下げの分析について、順次、企業長、副企業長、所長に質問してまいります。

国債を大量に増発する鳩山政権の財政運営に対する市場からの警告、いわゆるアメリカの格付会社が日本の長期国債の格付見通しを安定的からネガティブに、弱含みに引き下げました。先ほどの監査委員の賛成討論でも触れましたが、トヨタのリコール問題は不透明な普天間基地移設問題とリンクし、新たな日米摩擦、日米経済戦争の様相を呈しており、当企業団管内のキャノンを初めとする日本を代表とする輸出産業全体へのバッシングも懸念されるところでございます。

全国六大紙の一つである東京新聞の昨年12月8日付、「2008年度決算黒字発表は2004年度以降実質赤字 牛久市試算」との報道は、構成3市住民にとっても衝撃的でございます。特に構成自治体一部に見られる退職手当債等に頼らない、民間企業は約半世紀前から導入しております退職引当金の新規計上は歓迎するものでございます。東京新聞報道の住民への説明責任、ホームページ等を利用しての、そういった周知徹底についての答弁を伺うものでございます。

2点目、このたび多くの龍ヶ崎市民の期待を担って市長に当選されました中山新副企業長が副企業長に就任されましたことにつきまして、公明党茨城県南企業団議員団としても歓迎するものでございます。国務大臣等、また日本、茨城を背負って戦後の混乱期、現在まで力を発揮してまいりました3代目でもある新副企業長、厳しい背景の中、水道行政への取り組みを伺うものでございます。

最後に、近隣の守谷市の水道料金値下げが報道されており、同じ茨城県南地域隣接、善良な住民は守谷市ができて、牛久、竜ヶ崎、取手市が構成する茨城県南水道企業団も値下げすべきとの声もでございます。守谷市水道値下げに対してどのように分析、精査しているのか、伺います。

以上でございます。

○中根利兵衛 議長

答弁を求めます。池辺勝幸企業長。

＜池辺勝幸企業長 登壇＞

○池辺勝幸 企業長

貫井議員のご質問にお答えします。

まず、新聞報道に対する住民への説明責任ということについてでございます。

先日配布いたしました東京新聞に掲載された内容につきましては、現行の公営企業では3条の収益的収支と4条の資本的収支の二本立て予算となっており、水道施設をつくるための建設改良を目的とした工事を4条資本的収支で行い、固定資産に振り替えることとされています。当然、固定資産取得にかかわった費用は単年度費用とせず、取得年度の翌年から3条の収益的収支の減価償却費として法定耐用年数で算出された価格を分配いたします。

公営企業の水道事業では、構築物、または機械及び装置を一体して償却する場合の耐用年数は地方公営企業法施行規則に基づき減価償却年数38年となっており、企業団でも採用いたしております。これに対して、民間企業では同じ鋳鉄管でも22年を耐用年数としております。これは法人税法による算出基準であります。

ということでございますが、基本的には、地方公営企業法に基づく会計処理においてもいわゆる民間の企業会計原則に基づいた会計処理基準からすれば、粉飾決算処理というのが地方公営企業法では法律的に合法というふうに位置づけられた会計処理でございます。そういう中で耐用年数とはまた別途、22年を38年とかという形で延ばしているわけですが、もっとひどいのは、こういうかたかと言っておりますけれども、実態としてはいわゆる工事費に絡む職員、この前のご質問にも答弁しておりますけれども、8人ですか、その職員等の人件費及びその人件費等に絡む費用等約1億円、これを一般管理費ではなくて、38年償却の資産に振り替えているという状況がございまして、それを長年やっていることによって、目先は黒字だけれども、運転資金がなくて倒産するという状況に近づいたわけなんです。

そういう中で、地方公営企業法に基づく会計処理基準のままで処理する場合であっても、本来であれば、今回のように退職給与引当金を満額ちゃんと積むとか、それから、修繕積立金を減価償却費の範囲内において積み立てをすとか、はっきりしたことをしなければ、完全に財政規律は破綻します。それを引き当てをしないでやってきたというところに、根本的に、見せかけだけの黒字で放漫経営をしたということになってきているわけでございます。そういう意味で、この実態というものを、東京新聞だけではなく、それぞれ3市の住民の皆様にもわかりやすく、今後広報をちゃんとしながらご理解をいただけるように努力していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

他の質問につきましては担当より答弁させますので、よろしく申し上げます。

○中根利兵衛 議長

中山一生副企業長。

＜中山一生副企業長 登壇＞

○中山一生 副企業長

貫井議員のご質問にお答えいたします。

まずは、副企業長であるにもかかわらず、このように発言の機会をいただきましたことを御礼申し上げます。また、先ほどいただいたご祝意に対しまして、歓迎の意に対しまして心より御礼を申し上げるところでもございます。

企業長、そして先輩副企業長のいる前で、しかも議員の皆さんを初めとして先輩の皆さんがいらっしゃる前で、大変恐縮ではございますけれども、ご指名でもございますので、答弁のお許しを願います。

長い答弁を用意してきたのですが、時間も迫っておりますので、できるだけ簡潔に済ませたいと思います。

議員の皆様には、当企業団の上水道事業につきましてこれまで賜りました深いご理解と適切なるご指導に、まだ副企業長としてなりたてほやほやではございますが、厚く感謝を申し上げますとともに、改めて敬意を表するところでございます。

きょうの議会審議でもさまざま出てまいりましたけれども、昨今の厳しい経済状況、地方経済にも大変大きな影を落としております。そして当企業団を取り巻く環境もさらに厳しさを増していると言わざるを得ないところがございます。

また、その一方で、先ほど企業長の答弁にもございました、瑞穂の国とも言われる我が国は、おいしくて安全な飲料水が豊かな世界でもまれな恵まれた国で、また、特にこの地方は利根川と霞ヶ浦に囲まれた水の豊かな恵まれた地域でございます。それだけこの地域に住む住民の水に対する要求は高度なものがあり、当企業団の公共性とその責任は大きいと認識しております。

この両面からも、まず、安全で安定した供給は言うまでもなく、経営改善、財政健全化を目指し、池辺企業長、藤井副企業長とともに、全職員のモチベーションを高めながら一丸となってこの公共責任を果たすために全力で難局に立ち向かわなければならないと考えております。

議員の皆様におかれましても、ご理解とご協力を賜りながら、また、議会を通して議論を深めていきながら、圏域住民の信頼にこたえていけるよう尽力していくことをお誓い申し上げます。初めての議会に当たっての決意とさせていただきます。

○中根利兵衛 議長

野口 勇事務所長。

＜野口 勇事務所長 登壇＞

○野口 勇 事務所長

貫井議員の先ほどの件についてお答えいたします。

先ほど減価償却費の内容の説明であります。企業団を構成する3市の広報紙などを活用させていただきまして、また、県南水道企業団のホームページで既に掲載をされておりますが、さらに詳しく載せて、水道利用者の皆様にもわかりやすく説明してまいりたいと考えております。

次に、守谷市の水道料金の値下げについてお答えいたします。

守谷市上下水道部は、平成22年3月分の料金算定から上下水道料金値下げを実施すると発表しました。市では、上下水道事業の組織統合及び事業の業務について包括的民間委託による業務委託範囲の見直し等による事務の合理化を踏まえ、平成26年度までの財政収支見通しでは引き続き黒字経営が見込まれるため料金の値下げを実施するものとのこととなります。

今回の料金値下げは、上下水道事業の組織統合による効率化、また、上水道大口利用者の常磐高速道守谷サービスエリア、そして下水道の大口利用者であるアサヒビール茨城工場、明治乳業守谷工場等が存在し、当企業団とは異なった地域性があり、安定した経営ができていることが理由として挙げられております。

それと守谷市の料金でありますけれども、基本料金と従量料金からなっており、いずれも値下げになります。その金額であります。基本料金が1カ月当たり25円、率にいたしますと4.8%の値下げ、また、従量料金は1t当たり0.5円から3.5円の値下げとなります。基本料金でありますけれども、525円が25円下がります。500円、4.8%の値下げ、従量料金は1tから10tまでは126円が125円で、1円下がります。率にいたしますと0.8%の値下げであります。11tから20tまでは178.5円だったものが175円、3.5円の値下げです。21tから30tは220.5円が220円で0.5円下がっております。30t以上は241.5円から240円、1.5円の値下げとなっております。

県南水道企業団と守谷市の水道料金を比較した場合どうかでありますけれども、比較条件といたしまして、用途的には家事用で1カ月に20tを使用した場合に、企業団では基本料金が10tまで1,400円、超過料金が10t分ありますので、2,100円となりますので、合計3,500円となります。守谷市の場合では基本料金が500円、従量料金が10tまでが1,250円、10t以上分が1,750円ありますので、合計3,500円となります。企業団と守谷市を比較した場合であります。守谷市で今回値下げしましたが、それで企業団と同額の水道料金であります。

以上であります。

○中根利兵衛 議長

答弁が終わりました。これで貫井 徹議員の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。7番、披田信一郎議員。

< 7番、披田信一郎議員 登壇 >

○7番（披田信一郎 議員）

龍ヶ崎の披田です。最後になりましたが、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

2つの項目について通告させていただいております。既に質疑でも関連した経営健全化計画など詳細なご答弁をいただいてもおりますし、一般質問においても各議員から既に触れられていることも多いので、割愛させていただきながら、何点かについてのみ伺わせていただきます。

まず、第1点目は、経営健全化計画が出されたわけですが、このことについて何点か伺おうという趣旨になります。

1点で、単純なことではございますが、平成22年度からではなく、平成23年度から平成27年度までの5カ年の計画というふうになっております。今までの答弁をまとめますれば、平成22年度、これからの予算の中で退職金の引き当ての計上はその決算期にやるので、そのときに初めて赤字が発生するので、それに対する健全化計画ということだから23年度というような趣旨かとも思いますが、実質的には既に22年度からさまざまな行政改革や経営健全化のための試みをしていこうとしているのだらうと思っておりますし、していかねばならない、そのような意味ではちょっと計画自体が出発は23年度だよということ自体、若干わかりづらい感じもいたしておりますが、この辺についてどういった考え、または仕組み上こうなっているということであるならば、そのあたりについてのご説明を求めるものであります。

2点目の平成24年度統合予定の利根町分については、先ほどのあれで算定には入っていない。その理由はということについては必ずしも明確なご答弁はいただいているのですが、私からは入っていないのであるとすれば、逆に統合は前提であり、手続も進んでいる。そのことは収益的な部分について、プラスの要因にもなるし、前提の数字が変わるということで平成24年度には明らかに数字を書き直すことになるんだらうかと思っておりますが、その辺の扱い方、取り組みについて、この際ご説明を求めます。

大きい1の3つ目に関しましては、これは今までのところと相当重なりますが、平成27年度まで現状の厳しい状況を受けて、かつ起債を抑えるということに関しても利子分がふえていく、それを経常収支の中から出していくというのは無理もあるので、そもそも起債も基本的にはふやさない、できない。であれば、絶対的に投資的な部分についてはやりようがないということ素直にあらわした健全化計画になっていると思っております。

ただ、既に企業長もおっしゃられているように、そうは言っても、借金をしてでもやらなければならない安全投資なり等々ということもある。今現在は必ずしも把握し切れていないものやそれに基づいた計画の見直しには一定の時間がかかるという趣旨だらうと思うんですが、私のほうからは、それならば、どのくらいの時間でその辺のことを計画のつくり直しをなされるのか。そのことを通して初めて今後のとりあえず最小限に絞るというこ

とでの経営健全化計画を書かざるを得なかったということは理解できるものでありますが、このまま5年間はこれでいっちゃうのか、どう変えていくのか、わかりやすい形、そしてその中で2点目にもかかわるんですけども、料金のありよう、またそのことも含めた収支計画などということも関連してくるかと思うんですが、今後の計画のまとめ方についてお伺いいたすものであります。

それから、2つ目のことでございます。構成3市からの派遣職員のことなどについては各議員から既に質問もあり、ご答弁もいただいております。そのことそのものは別といたしましても、それらを含めて、特に副企業長としての池辺さんのお立場などでも、経営検討委員会の設置であるとか、さまざまな論議を主導的になされていらっしゃると思えます。そのことの反映もあってか、経営検討委員会での作業、そして特に派遣職員が置かれてからはさまざまな組織ができて対応をとってきたというふうに理解をいたします。

その意味で、約4年、またはこの2年間の中で、これは派遣職員ということの働きということも含めてですけども、その方々の働きそのものは別としまして、実際この間当企業団における業務改善のためのさまざまな諸課題や取り組みがどう進んできたのか、今のところまだ残っている課題は何なのかということをお伺いしようとするものであります。そのような意味で、まず今までやってきた内容、また、実施してきた事項についてこの際ご整理をしていただければと思います。

そして2つ目に、残された課題が何なのかということをお伺いいたします。

3点目に、検討は始めているんだろうと思いますが、残されている課題にかかわるかもしれない。そして既に加入金の引き下げやメーター使用量などについてはそれをなくすという形で実質的な値下げの取り組みもなされているわけですが、若干五月雨的な、必ずしも、効果が薄い値下げであったような気もいたすわけですが、そういうことも含めた水道料金全体にかかわる検討というのはこれらのこの間の検討の中でどうであったのか。

そして今後これらの経営検討の体制と取り組みのあり方、先ほどの答弁の中で22年度には経営健全化の行動計画をつくってやるという事務所長からのお話もありましたけれども、それらを含めた構成市から出されている経営検討委員会のあり方、それから、その他の行動計画の執行体制というか、その辺の仕組み全体の今後の取り組みについてご説明を求めます。

以上です。

○中根利兵衛 議長

池辺勝幸企業課長。

<池辺勝幸企業長 登壇>

○池辺勝幸 企業長

披田議員のご質問にお答えします。

まず、健全化計画ということでございます。平成22年度からではなく、平成23年度から

となっている理由についてはというお尋ねでございますが、平成22年度収益的収支予算において監査委員からのご指摘もあり、赤字額を調整することとなりましたので、翌年度からその赤字を解消するための5カ年計画を策定したということでございます。

次に、平成24年度統合予定の利根町分も算定に入っているのかというご質問でございますが、この5年間の赤字解消計画はあくまで企業団単独の計画でありまして、利根町分は見込んでおりません。当然、平成24年度に統合されれば、その内容は変わってまいります。それに伴い計画の見直しを行ってまいりたいと考えております。

基本的に、こういう経営健全化計画等というのは、実施計画ですね、これは常に5カ年なら5カ年をつくりながら、それを毎年毎年、いわゆるプラン・ドゥー・チェック・アクションでございまして、実際に実践したことを踏まえて再度検討し、次の計画を修正しながら、より現実的な実践を積み重ねるということでございます。一度健全化計画を5年間でつくったら、それを金科玉条のごとく、そのまま一生懸命守るなんていうのはこれはばかげたことでございます。これは2年目、3年目以降というのは一つの目安でございますので、常に毎年毎年の実績を踏まえた、また、周りの環境の変化を見た見直しというものをしながら、常に5カ年の健全化計画というものをつくっていくべきだろうというふうに認識しております。

次に、建設改良費が半減され6億円台となっているけれども、長期計画で予定しております施設の石綿管、鉛管といったかかわる施設の老朽化が心配されます。どのような事業計画変更となるのかということについてのご質問でございますが、建設改良工事については、事業計画の優先工事として、第1に、各市の下水道工事及び道路改良工事等に伴う布設替工事、第2番目には、国庫補助金を活用した石綿管更新工事、また、新設工事においては地域住民のニーズの的確な把握とその効果等を十分に勘案した上で優先順位をつけ、投資規模の抑制を図っていくということでございます。

これによって事業計画全体のおくれも懸念されるところでございますけれども、現在の企業団の収支状況を見ても、新たな企業債を起し、今までのペースの建設改良工事を行うことは企業団財政を逼迫させるというふうに考えております。また、企業債においても将来の水道利用者への負担を重くさせるものでもありますので、そういう意味でこういうこれらの予測されるさまざまな状況というものを招かないためにも、当面は建設改良工事の縮減を図り、内部留保金等を確保するということを踏まえた経営の収支の改善の努力というものが必要だろうというふうに認識しております。

あと、もう一つの答弁につきましては担当より答弁させますので、よろしく申し上げます。

○中根利兵衛 議長

野口 勇事務所長。

<野口 勇事務所長 登壇>

○野口 勇 事務所長

私のほうから、経営検討委員会の取り組みについてお答えいたします。

経営状況が厳しい中、平成18年12月から経営検討委員会で経営改善、コスト削減について協議検討をしてまいりました。今までの改善内容としましては、平成19年度は加入金の引き下げや特殊勤務手当の見直しを行い、削減額にして約1,100万円、平成20年度は量水器使用料金の廃止や電算業務委託、初任給や管理職手当、非常勤特別職の報酬、費用弁償の見直しを行い、削減額にいたしまして約4,400万円、平成21年度においては危険物特殊手当や職員永年勤続記念品の廃止、通勤、住居、時間外勤務手当や療養休暇の見直しを行い、削減額にしまして約754万円でございます。また、その他、上下水道料金一元化や利根町水道統合についての協議検討も行ってまいりました。

今後の残された課題につきましては、現在協議中でもあります職員の人事・給与の見直しやさらなる委託料の見直しがあります。また、今まで水道料金体系の協議は行ってまいりませんでした。これからは財政状況を勘案しながら、協議検討も必要になります。

今後も引き続き3市と協議検討を重ね、どうすればコスト削減や経営改善が図られ、黒字経営にできるか、協議検討を続け、より効率的で合理的な健全経営体制を構築してまいります。そして経営検討委員会での協議改善事項を企業団ホームページで公開していき、市民に対し周知してまいりたいと思います。

以上であります。

○中根利兵衛 議長

答弁が終わりました。7番、披田信一郎議員。

<7番、披田信一郎議員 登壇>

○7番（披田信一郎 議員）

ご答弁ありがとうございました。2回目の質問をさせていただきます。

第1点につきまして、23年度からの計画になったことや24年度統合予定の利根町分などについてそれぞれ見直していくんだという、ローリングをしていくという趣旨、理解をいたしました。

経営健全化計画自体はそのようなものであるといたしまして、実際にはそういう毎年毎年のことだけでは動かしていけない施設の更新や今後のある種の拡大、特に池辺企業長のおひぎ元でもある牛久東部などについてというのは、もう途中まで進めていて、そしてやはり安全面などからの要望もあるというふうにも理解しているようなものなどについて、一定の遅延はするにしても、どういう目標でやるのかというのは、ある程度中長期的な視点に立っての新規並びに施設更新の計画づくりというのは当然にも必要なことだろうと思います。

そのような意味で、今までいろいろな論議はされたんですけども、平成18年度に策定されている現在の水道事業基本計画、そこに施設更新その他書かれていると思いますが、

今日以前のご答弁では、5年ごとの見直しなんだから、23年度にやるよというようなことであったわけですが、今回このような全体のあれで言えば、少なくとも平成22年度の1年、またはそれなりの時期にまで前倒しをして手直しをしていかないとまずいのではないかという思いも持ったりしておりますが、いずれにせよ、このようなある種中長期的な事業計画、その前提としては企業長がおっしゃったように事態の把握、いろいろなことというのは当然のことではありますけれども、それはそんなにまだ何もできてないわけではなくて、今までの2年、4年でやってはきて、あとただそれをきちっとさせていくためにやっていくことと、目の前にあることからやっていかなければいかんという順序の問題だと思います。その辺での新しい企業長としての池辺さんの要するにスピード感と、やはり危機と先の部分、そしてこれらは議会なんかを通して利用者でもある市民全体にどう理解してもらおうのかということとつながると思いますので、今後そのようなスケジューリング、特に事業計画の見直しをどのようにまとめ、かつ出していくのかについてお伺いをするものがあります。

その際に、既に議会の意見も聞きながらというようなことは、補正措置などに関してだとは思いますが、ご答弁もなされているんですけども、このような中長期的な経営の問題についても、やはりできるなら議会も、こういう議案や予算ということが出てきて、それについてああこうだ言うということではなく、途中から例えば全員協議会というような方式がすべてではございませんけれども、従前、水道料というようなこともあって、特別委員会などを設置した経緯もあって、ただそれはそのことだけではなくて、当企業団の経営全体について議員もしっかりと把握をし、提言もしたりしながらいく。やはり年2回の決算と予算の時期だけ、若干、このような本会議をやって、そこで相当時間をかけてとことんやったにしても、ふだんのところが必ずしもよく見えないということではない議会と企業団執行部との取り組みのあり方についてもお願いをすべきではないかと思えます。そのようなことを含めた企業長の取り組み方について、ご説明をいただければありがたいと思えます。

それから、2つ目の、これは既に今までやってきたところのものでございますが、だんだんぞうきんもそれなりに絞ってきていて、限られているところもあるようであります。ただ、そうは言っても、企業長の目から見ればまだまだ絞るものがあるというようなことが、人の数なり質の問題に関してあるというふうに感じております。

これらについてもただただらだらということではなくて、今まで終わった中間ないしは総括が見える形で報告なりをまとめていただいて、そして次なる課題はこうだということ、内部の意識改革というようなことでは中でしっかりやってもらう必要があるわけですが、やはり議会、または利用者、市民にも当企業団が変わっているということを見せていくためにも、めり張りのついた整理と問題点の抽出、そしてこれから取り組む課題というようなことがわかるような改革の進め方の出し方についてご注文をつけたいと思えます。

その中でも一番大きいことが水道料金にかかわる問題であろうかと思えます。私は先ほ
どの中でも水道料金の値下げの余地があるか、ないかは別としても、水道料の見直しは必
要だろう。それは例えば核家族化の進行であるとか、ひとり世帯であるとか、それから、
福祉的な観点というような意味での基本料的な部分などについて、ないしは少量使用者に
ついての一定の配慮というようなことは今現在でも考えていく必要があると思えます。し
かし、一方ではある種の勇気を持たないと発言しにくいんですけれども、将来にわたる値
上げというようなことも含めた全体の健全な料金施策、これは単純にただもう破綻したか
らしようがないから値上げというようなことではなく、企業長自身もそのようなことを出
さないためにいかに切り詰めていくのかということを目下はということ、そのお考え自
体は伝わってまいりますが、やはり施設の更新なり何なりについてもや
みくもに抑えていくだけでは済まないわけであって、ある意味では未来永劫にこのライフ
ラインを維持していくということが公営企業としての責務でもある中、そういう意味では
将来にわたる持続可能な料金施策と、また時代に伴う修正の余地、それは一部値下げだっ
たり、一部値上げだったり、また、大口利用者なんかに対する対応のありようの見直しな
ども含めて考えていくということが必要で、その意味においては事務所長の、この間この
ような議論は何回かは言ったつもりですけれども、水道料金にかかわる検討についてはこ
の間着手できてこなかったということであるそうですので、ぜひとも議論を進めていく必
要があるだろうと思えます。単純にただ下げられるかどうかということを行っているわけ
ではなく、しかし、下げるところは下げる、場合によっては将来においては上げなければ
ならないかもしれない。ただ、それにしたって、どうにもならないから上げるということ
では本当に利用者からは賛意を得られず、実際には売り上げがまだ減少になるという可能
性、危険性もあるわけですから、単に慎重にということではなくて、やはり計画性と、そ
のことがしっかりと議会、そして利用者市民にも見える形で状況と論議を示していく。第
1点目の問題とも重なってまいりますけれども、そのようなことこそ重要だと思えます。
企業長のお考えを改めて伺いして、私の質問といたします。

○中根利兵衛 議長

池辺勝幸企業長。

<池辺勝幸企業長 登壇>

○池辺勝幸 企業長

披田議員のご質問にお答えします。

2回目の再質問ということになると思えますけれども、基本的に、私が企業長に就任し
て、この県南水道企業団として利用者の住民の皆さんに対して目指すところは水道料金の
値下げです。それをするためには、県南水道企業団自体が、職員が優秀で、効率的な業務
運営にたけて、そして財政的にも安定した健全な財政力をつけるということが非常に重要
でありまして、そういうことのためにいろいろな経営改善もしていくというのが基本でご

ざいます。

そういう中で、まだ職員の意識がそこまでいっておりませんので、これから内部的な意識改革——意識改革というのは仕事を通じての意識改革でございますので、意識が変わって初めて仕事が変わるのではありません。業務を改善しながら初めて意識が変わってくるわけございまして、経営健全化計画というものを常につくって、それに邁進する中でやっていきたいと思っております。

そして平成24年4月に給水区域が拡大する利根町との問題においても、これは皆さんもご存じのように、契約水量のうち実質的に何千t分か負担が減ります。それと同時に、すぐには利根町の水道料金も今の県南水道料金に一本化するわけではございません。また、利根町からは約10億円の持参金を持ってくる、いわゆる修繕積立金に見合う分ですね、そういうものを持ってくるということの話もございまして。そういう意味の中でそれがちゃんと実行されるのか、その後、必要な利根町自体の水道も大体全部布設替するところはあるんだというようなお話でございまして、本当にそうなのか、わからないところもございまして。そういう意味で今単体での県南水道の経営健全化計画というものを担当がつくったわけでございますけれども、現実的な状況の変化、また実態の把握、そういうものしながら、そういう健全化計画をつくり、より早く利用者の皆さんに水道料金を、皆さんが高いと言っているわけですから、さっきから言っているように茨城都民ですから、茨城県民なんだけれども、茨城都民なんです、都民なんです。ですから、考えはすべて東京、千葉、埼玉等の向こうのより首都圏に近いところの考え方です。茨城県の水戸の発想では通用しません。そういう意味で、より市民の皆さんの意識に近いところで健全経営をしていかななくてはならないだろうというふうに思っています。

それと同時に、県南水道企業団の議会の皆様とも、予算のときのみでの、また、決算とか、そういうときのみでの情報提供ではなく、ご指摘のようにどこの市町村でもほとんど住民の皆さんとの協働、ともに働くというような協働のまちづくりだというふうなキャッチフレーズがほとんど浸透してございます。まさしく県南水道企業団の経営においても、事業の運営者側である企業長を含めた管理者、また、所長だけの経営ではなく、市民の代表である議員の皆様ともより県南水道の経営実態等に、また、いろいろな方向性等について意見交換やら説明やら、そういうものを今までよりはより回数をふやして、県南水道の実態の掌握と同時に、それを大勢の市民の皆様にお伝えしていただきたいということもございまして、管理者、そして議員の皆様との協働の県南水道の運営に邁進したいと思っております。

私もここで議論しても、最終的にこの事業を担っているのは県南水道企業団の所長以下職員でございます。ですから、職員の皆さんと一丸となって、この県南水道を職員の皆さんにとっても金なる木になるようなそういう職場にちゃんとなれるようにもっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

ます。

以上です。

○中根利兵衛 議長

答弁が終わりました。これで披田信一郎議員の質問を終わります。

以上で通告された一般質問は全部終わりました。これで一般質問を終わります。

○中根利兵衛 議長

以上で本定例会に付議されました日程は全部終了いたしました。

平成22年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたってご苦労さまでした。

午後 時 分 閉 会

○ 会議規則第97条の規定によりこの会議録を調製せしめ署名する。

平成 年 月 日

茨城県南水道企業団議会

議長

会議録一署名議員

議員 1 番

議員 2 番